

記載要領 [ 様式第一号 建設業許可申請書 ]

- 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、  
「国土交通大臣  
知事」 及び 「般  
特」 については、不要のものを消すこと。
- 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 太線の枠内には記入しないこと。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 02「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 04「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。  
なお、更新の申請の場合は、04「許可を受けようとする建設業」の欄及び05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
  - 06「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
  - 07「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。  
(例 □(株)A建設□  
□B建設□(有)□□)
- | 種 類     | 略 号 |
|---------|-----|
| 株 式 会 社 | (株) |
| 特例有限会社  | (有) |
| 合 名 会 社 | (名) |
| 合 資 会 社 | (資) |
| 合 同 会 社 | (合) |
| 協 同 組 合 | (同) |
| 協 業 組 合 | (業) |
| 企 業 組 合 | (企) |
- 08「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
  - 09「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
  - 10「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

13 「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関区  のように記入すること。

14 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111 のように左詰めで記入すること。

15 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

16 「許可換えの区分」の欄並びに 「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「旧許可番号」の欄の「大臣知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

記載要領 [ 様式第一号 別紙二 (1) 営業所一覧表 (新規許可等) ]

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠 (以下「カラム」という。) に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の ( ) 内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	舗装工事業 (舗)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゅんせつ工事業 (しゅ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	解体工事業 (解)
タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック (総務省編「全国地方公共団体コード」) により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については- (ハイフン) を用いて、例えば震 2 1 1 3 のように記入すること。
- 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ- (ハイフン) で区切り、例えば0 3 1 5 2 5 3 - 8 1 1 1 のように左詰めで記入すること。

記載要領[ 様式第一号 別紙四 専任技術者一覧表 ]

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

記載例（新規申請の場合）

○ ← ステープラ(ホッチキス) 又は 綴り紐で綴じること → ○

区分	提出先	提出部数
岐阜県知事許可	土木事務所 総務課	正1部、副2部

# 建設業許可申請書

書類作成代行連絡先記入欄  
行政書士名又は行政書士法人名

申請区分	説明
① 新規	現在、有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない場合
2 許可換新規	申請しようとする許可行政庁以外の許可行政庁から、現在有効な許可を受けている場合
3 般・特新規	(1)一般許可のみ受けている者が、新たに特定許可を申請する場合 (2)特定許可のみ受けている者が、新たに一般許可を申請する場合
4 業種追加	(1)一般許可を受けている者が、他の業種について一般許可を申請する場合 (2)特定許可を受けている者が、他の業種について特定許可を申請する場合
5 更新	現在許可を受けている業種について、有効期限満了後も許可の効力を継続させるため申請する場合
6 般・特新規+業種追加	般・特新規及び業種追加を同時に申請する場合
7 般・特新規+更新	般・特新規及び更新を同時に申請する場合
8 業種追加+更新	業種追加及び更新を同時に申請する場合
9 般・特新規+業種追加+更新	般・特新規、業種追加及び更新を同時に申請する場合

(注) 該当する申請区分について、1~9のいずれか一つの数字を○で囲むこと。

郵便番号 **5 0 0 - 8 5 7 0**

主たる営業所の所在地 **岐阜市藪田南2-1-1**

(フリガナ) **ギフケンセツ**

商号又は名称 **岐阜建設(株)**

(フリガナ) **ギフ タロウ**

代表者氏名 **代表取締役 岐阜 太郎**

市外局番  
電話番号 ( **058** ) **272** - **1111**

許可番号※	許可年月日※
( - ) 第 号	令和 年 月 日

※この欄は記入しないこと。



許可を受けようとする建設業							
許可区分	業種	許可区分	業種	許可区分	業種	許可区分	業種
般 (特)	土木工事業	般 特	管工事業	般 特	塗装工事業	般 特	建具工事業
(特)	建築工事業	般 特	タイル・れんが・ブロック工事業	般 特	防水工事業	般 (特)	水道施設工事業
般 特	大土工事業	般 特	鋼構造物工事業	般 特	内装仕上工事業	般 特	消防施設工事業
般 特	左官工事業	般 特	鉄筋工事業	般 特	機械器具設置工事業	般 特	清掃施設工事業
般 (特)	とび・土工事業	般 特	舗装工事業	般 特	熱絶縁工事業	(特)	解体工事業
般 特	石工事業	般 特	しゅんせつ工事業	般 特	電気通信工事業		
般 特	屋根工事業	般 特	板金工事業	般 特	造園工事業		
般 特	電気工事業	般 特	ガラス工事業	般 特	さく井工事業		

(注) 許可を受けようとする建設業について、般(一般建設業)又は、特(特定建設業)のいずれかの文字を○で囲むこと。

記載例 (新規申請の場合)

00001

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 6年 4月 1日

行政書士の代理申請の場合は、申請者名等を記載し、その下に代理人の住所・職氏名を記載します。

中部地方整備局長  
北海道開発局長  
岐阜県知事 殿

不要のものを消す

岐阜市藪田南2-1-1  
岐阜建設 株式会社  
代表取締役 岐阜 太郎

行政庁側記入欄  
大臣 知事 コード  
許可番号 01 国土交通大臣 許可 (一般) 第 0000000000 号 令和 00 年 00 月 00 日

「行政庁側記入欄」は記入しない

許可年月日 11 13 15 日

申請の区分 02 申請年月日 03 令和 00 年 00 月 00 日

許可の有効期間の調整 2 (1. する 2. しない)

新規は、「2」を記入  
有効期間の異なる2以上の許可を1つにまとめる(許可日を統一する)場合のみ「1」、それ以外は「2」を記入

許可を受けようとする建設業 04 21 申請時において既に許可を受けている建設業 05

項番04: 今回 許可を申請する業種  
項番05: 申請時に許可を受けている業種について、一般「1」、特定「2」を記入  
\* 更新の場合、項番04・05に同じ数字を記入

商号又は名称のフリガナ 06 ギフケンセツ

濁音又は半濁音を表す文字については、1文字として扱う。[例: ギ、パ] (株)等、法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しない。

商号又は名称 07 岐阜建設(株)

法人の種類を表す文字については、記載要領の略号を用いること。[例: 株式会社→(株)]

姓と名の間は1カラム空けて記入

代表者又は個人の氏名のフリガナ 08 ギフ タロウ  
代表者又は個人の氏名 09 岐阜 太郎

申請者が個人の場合において、支配人登記を行っている場合のみ記載

主たる営業所の所在地市区町村コード 10 21201 都道府県名 岐阜県 市区町村名 岐阜市

主たる営業所の所在地 11 藪田南2-1-1

市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を記入  
丁目、番及び号については- (ハイフン) を用いて記入

郵便番号 12 500-8570 電話番号 058-272-1111

左詰めで記入

ファックス番号 058-278-2734

法人又は個人の別 13 1 (1. 法人 2. 個人) 資本金額又は出資総額 40000 (千円) 法人番号 4000020210005

右詰めで記入

兼業の有無 14 1 (1. 有 2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類 宅地建物取引業

申請者の法人番号を記入  
個人事業者は記入しない

許可換えの区分 15 1 (1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)

旧許可番号 16 大臣 知事 コード 国土交通大臣 許可 (一般) 第 0000000000 号 令和 00 年 00 月 00 日

「許可換え新規」の場合のみ記入

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

許可申請書類を作成した方 又は 申請内容に係る質問等に応答できる方の氏名、電話番号、FAX番号を記入

連絡先

所属等 総務課 氏名 稲葉 司 電話番号 058-272-1111

ファックス番号 058-278-2734



記載例

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄

区 分 項 番 3  
8 1 1

「行政庁側記入欄」は記入しない

許 可 番 号 項 番 3  
8 2

※「営業所」とは、

本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。  
 本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行うなど建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、建設業法第3条第1項の「営業所」に該当する。  
 建設業に関係のある事務所であっても特定の目的のため臨時に置かれる工事事務所、作業所等又は単なる事務連絡のために置かれる事務所は該当しない。

国土交通大臣 許可（般-) 第  号 令和  年  月  日  
 岐阜県知事

(主たる営業所)

主たる営業所の名称 フリガナ **ホンテン**  
**本店**

記載例 「新規」の場合

営業しようとする建設業 項 番 3  
8 3 2 1 2 2

変更前 項 番 3  
8 3

※「主たる営業所」とは、

建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する一か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの（単なる登記上の本社、本店等）はこれに該当しない。  
 \* 経營業務の管理責任者 及び 営業所の専任技術者 を置く営業所

\* 従たる営業所が3箇所以上ある場合は、この欄は1枚目のみ記入する。

\* 従たる営業所がない場合(主たる営業所のみ)は、「(従たる営業所)」の右横に「該当なし」と記載し、本様式を添付すること。

(従たる営業所)

記載例 「新規」の場合

従たる営業所の名称 フリガナ **オオガキシテン**  
**大垣支店**

従たる営業所の所在地 項 番 3 5  
8 4 大 垣 支 店

郵便番号 項 番 3 5 6  
8 7 5 0 3 - 0 8 3 8

電話番号 項 番 10 15 20  
0 5 8 4 - 7 3 - 1 1 1 1

営業しようとする建設業 項 番 3 5 10  
8 8 2 2 1

変更前 項 番 3 5 10  
8 8

※「従たる営業所」には、

主たる営業所以外の「常時建設工事の請負契約を締結する営業所」が該当する。兼業事業のみを行う営業所については、記入しないこと。  
 \* 令第3条に規定する使用人 及び 営業所の専任技術者 を置く営業所

\* 「新規」の場合は、すべての従たる営業所について記入すること

従たる営業所の所在地市区町村コード 項 番 3 5  
8 5 2 1 2 0 2 都道府県名 **岐阜県** 市区町村名 **大垣市**

従たる営業所の所在地 項 番 3 5 10 15 20  
8 6 江 崎 町 4 2 2 - 3

郵便番号 項 番 3 5 6 10 15 20  
8 7 5 0 3 - 0 8 3 8 電話番号 0 5 8 4 - 7 3 - 1 1 1 1

営業しようとする建設業 項 番 3 5 10 25 30  
8 8 2 2 1 1 (1. 一般) (2. 特定)

変更前 項 番 3 5 10 25 30  
8 8

記入方法は申請書の項番10~12と同様

上段：当該営業所で営業しようとする業種  
 下段：空欄  
 について、一般「1」、特定「2」を記入

(従たる営業所)

記載例 「業種追加」の場合

従たる営業所の名称 フリガナ **タジミシテン**  
**多治見支店**

従たる営業所の所在地 項 番 3 5 10 15 20  
8 4 多 治 見 支 店

郵便番号 項 番 3 5 6 10 15 20  
8 7 5 0 7 - 8 7 0 8

電話番号 項 番 10 15 20  
0 5 7 2 - 2 3 - 1 1 1 1

営業しようとする建設業 項 番 3 5 10  
8 8 2 1 2 1

変更前 項 番 3 5 10  
8 8

\* 「業種追加」「般・特新規」の場合は、営業しようとする業種が変更となる営業所についてのみ記入すること（業種が変更とならない営業所については、記入不要）

従たる営業所の所在地市区町村コード 項 番 3 5  
8 5 2 1 2 0 4 都道府県名 **岐阜県** 市区町村名 **多治見市**

従たる営業所の所在地 項 番 3 5 10 15 20  
8 6 上 野 町 5 - 6 8 - 1

郵便番号 項 番 3 5 6 10 15 20  
8 7 5 0 7 - 8 7 0 8 電話番号 0 5 7 2 - 2 3 - 1 1 1 1

営業しようとする建設業 項 番 3 5 10 25 30  
8 8 2 1 2 1 (1. 一般) (2. 特定)

変更前 項 番 3 5 10 25 30  
8 8

記入方法は申請書の項番10~12と同様

上段：「業種追加」「般・特新規」の場合、変更がない業種も含め、当該営業所で営業しようとするすべての業種  
 下段：申請時に許可を受けている業種  
 について、一般「1」、特定「2」を記入

記載例

営業所一覧表（更新）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主たる 営業所	本店	〒 500-8570 岐阜市藪田南2-1-1  058-272-1111	土と水	建解
	大垣支店	〒 503-0838 大垣市江崎町422-3  0584-73-1111	土と	解
	多治見支店	〒 507-8708 多治見市上野町5-68-1  0572-23-1111	土と水	建解
従たる 営業所				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     「営業しようとする建設業」の欄は、今回の申請で、許可を受けようとする建設業のうち当該営業所において営業しようとする建設業を一般と特定に分けて、略号で記載する。                 </div>			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p><b>※「更新」と同時に「業種追加」「般・特新規」を申請する場合【申請区分7・8・9】の添付書類</b></p> <p>「別紙二（2）営業所一覧表（更新）」は使用せず、</p> <p>「別紙二（1）営業所一覧表（新規許可等）」に下記のとおり記載し、申請書に添付して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・右上の余白に申請区分を記載 例：「区分8 業種追加+更新」</li> <li>・すべての営業所を記載 更新のみの営業所については、「（従たる営業所の名称）」の右横に「更新」と記載</li> </ul> </div>			

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

記載例

専任技術者一覧表

令和 6年 4月 1日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	ヤブタ イチロウ 藪田 一郎 ヤナイヅ ジロウ 柳津 二郎	土-9、と-9、水-9 建-7、解-7	13 21
大垣支店	イチハシ サプロウ 市橋 三郎	土-9、と-9、解-7	13
多治見支店	ホンジョウ シロウ 本荘 四郎 ウサ ゴロウ 宇佐 五郎	土-9、と-9、水-9 建-7 解-4	13 38 02
<p>様式第1号別紙二(1) (2)「営業所一覧表」と同一の順序で、各営業所ごとに分けて記入</p>	<p>国家資格等、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記入  実務経験の場合は住民票(ただし、経営業務の管理責任者を兼ねている場合で登記されていれば、その登記簿謄本の字)で記入</p>	<p>専任技術者になる業種について、業種の略号と「-」(ハイフン)に続けて様式第8号の項番「64」にならってコードを記入</p>	<p>専任技術者として該当する国家資格、実務経験等について、様式第8号の項番「65」にならって有資格コードを記入</p>

区分	提出先	提出部数
岐阜県知事 許可	土木事務所 総務課	正1部、副2部

# 事業年度終了届出書

( 第 18 期 事業年度 ・ 令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで )

郵便番号	5	0	0	8	5	7	0
主たる営業所の所在地	岐阜市司町1						
	(フリガナ) ギフヤブタコウムテン						
商号又は名称	(株)岐阜藪田工務店						
	(フリガナ) ヤブタ ケンイチロウ						
代表者氏名	代表取締役 藪田 建一郎						
電話番号	市外局番 ( 058 ) 272 - 1111						

許可番号	許可年月日
( 般特 - 5 ) 第 999999 号	令和 5 年 5 月 10 日



受付印

行政書士 手続代行者	
---------------	--

## 変更届出書

令和 6年 7月 1日

不要のものを消す

許可番号

国土交通大臣 許可 ( 般特 - 5 ) 第 999999 号  
岐阜県知事

法人番号

4000020210005

法人番号を記載

岐阜市司町1

株式会社 岐阜藪田工務店

届出者 代表取締役 藪田 建一郎

中部地方整備局長  
岐阜県知事 様

事業年度（第 18 期 令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日まで）  
が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

提出書類の該当番号に○を付ける

(1) 工事経歴書

(2) 工事施工金額

(3) 貸借対照表及び損益計算書

(4) 株主資本等変動計算書及び注記表

(5) 事業報告書

(6) 附属明細表

(7) 法人税納付済額証明書 [大臣許可]

(8) 事業税納付済額証明書 [知事許可]

(9) 使用人数

(10) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

(11) 定款

(12) 健康保険等の加入状況

## 記載要項

- 「国土交通大臣 岐阜県知事」及び「中部地方整備局長 岐阜県知事」については、不要のものを消すこと。
- (1) から (12) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。



## 記載要領 [ 様式第二号 工事経歴書 ]

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。  
\* 経営規模等評価の申請を行う者は、「税抜」で作成すること。（ただし、免税業者については、「税込」で作成。）
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

### (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

### (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

# 経営事項審査の申請を行う場合

「業種追加」「般特新規」で事業年度終了届が適正に提出されている場合は、

下記の業種については、該当する内訳工事に○印を付し、工事金額を記載  
 土木一式： PC  
 とび・土工： 法面処理  
 鋼構造物： 鋼橋上部

記載例

業種ごとに作成する

税抜で作成すること。  
 (免税業者は税込処理とする)

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請負代金の額		工 期	
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の 別(該当箇所にレ印を記載) 主任技術者 監理技術者	うち、 PC 法面処理 鋼橋上部	着工年月	完成又は 完成予定年月	
岐阜土木事務所	元請	JV	県道災害復旧事業	岐阜県 岐阜市	江崎 真一	レ	50,000 千円	30,000 千円	令和 5 年 10 月	令和 6 年 3 月
西濃農林事務所	元請		揖斐川水路工事	岐阜県 大垣市	上野 祐二	レ	30,000 千円	0 千円	令和 5 年 7 月	令和 5 年 12 月
(株)名古屋工業	元請		(株)名古屋工業本社ビル 基礎くい打工事	愛知県 名古屋市	萩原 康三	レ	20,000 千円			2 月
(株)揖斐工務店	下請		(株)揖斐工務店社屋 基礎くい打工事	岐阜県 揖斐川町	古井 四朗	レ	30,000 千円		令和 5 年 6 月	令和 6 年 3 月
(株)中濃組	下請		市道法面整備工事	岐阜県 美濃市	長島 謙吾	レ	18,000 千円	18,000 千円	令和 5 年 7 月	令和 5 年 12 月
A	元請		Aビル基礎工事	岐阜県 岐阜市	南方 六助	レ	17,000 千円	0 千円	令和 5 年 10 月	令和 6 年 2 月
	下請		長良川河川改修工事	岐阜県 郡上市	萩原 康三	レ	15,000 千円			2 月
最後に工事経歴書に記載しない完成工事について、件数及び合計額を 「その他 ○件 ○○千円」と記載 元請・下請別に「その他 元請○件 ○○千円」 「その他 下請○件 ○○千円」としてもよい							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
③ 未成工事 (未成工事)							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
岐阜土木事務所	元請		県道災害復旧事業	岐阜県 岐阜市			70,000 千円	60,000 千円	令和 6 年 1 月	令和 6 年 6 月

① 元請工事  
全体の  
7割超

② ①以外の  
元請工事  
及び  
下請工事

個人の氏名が特定されない  
ように記載(「工事名」欄も同  
様)  
法人名等はそのまま記載

各工事現場  
に置かれた  
配置技術者  
について、  
該当する箇  
所にレ印を  
記載

ここまでの計 元請工事の7割

ここまでの計 完成工事の7割

**★ 経営事項審査を申請する場合の記載方法 ★**

**【完成工事】**  
 ① 元請工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、  
 請負代金の額の大きい順に記載  
 注 「軽微な工事(500万円[建築1,500万円]未満の工事)」が併せて10件に達した段階で  
 記載終了(7割を超えなくてもよい)  
 ※ ①を記載した段階で、完成工事全体の7割を超えた場合は、記載終了(②は記載不要)

② ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事について、  
 完成工事全体の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載  
 注 「軽微な工事(500万円[建築1,500万円]未満の工事)」は、10件まで記載  
 ①で軽微な工事を記載した場合は、①と②の軽微な工事をあわせて10件でもよい  
 (例) ①500万円以上の元請工事2件+500万円未満の元請工事 3件 ←元請7割超  
 ②500万円以上の下請工事3件+500万円未満の元・下工事7件 \*  
 \* 軽微な工事が10件に達した段階で、記載終了(7割を超えなくてもよい)

**【未成工事】**  
 ③ ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

**【個人の氏名の記載について】**  
 「注文者」及び「工事名」の欄は、個人の氏名が特定されない方法で記載する  
 (例)「田中 太郎邸新築工事」⇒「A邸新築工事」

「小計」には、ページごとの  
完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記

「小計」・「合計」のうち、  
元請工事に係る請負代金  
の額の合計を記載

小 計	30 件	250,000 千円	48,000 千円	うち 元請工事 125,000 千円	30,000 千円
合 計	30 件	250,000 千円	48,000 千円	うち 元請工事 125,000 千円	30,000 千円

当該業種の最終ページの「合計」欄に  
全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

様式第3号  
「直前3年の各事業年度に  
おける工事施工金額」の  
当該業種の「公共+民間」  
の額と一致

**【記載できない工事实績例】**  
 下記業務は、兼業売り上げとして整理してください  
 ・除草、草刈り、伐採、剪定  
 ・側溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、  
 設備・機械器具等の保守点検・管理業務  
 ・土砂等運搬作業、資材の納入  
 ・地質調査、測量調査、設計業務

**経営事項審査の申請を行わない場合**

「業種追加」「般特新規」で事業年度終了届が適正に提出されている場合は、す

下記の業種については、該当する内訳工事（A4）に○印を付し、工事金額を記載  
 土木一式： PC  
 とび・土工： 法面処理  
 鋼構造物： 鋼橋上部

記載例

業種ごとに作成する

(建設工事の種類) **とび・土工・コンクリート** 工事 (税込・税抜)

該当するものを「○」で囲む

① 完成工事全体の7割超

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所にレ印を記載) 主任技術者 監理技術者	うち、 PC 法面処理 鋼橋上部	着工年月	完成又は完成予定年月	
岐阜土木事務所	元請	JV	県道災害復旧事業	岐阜県岐阜市	江崎 真一	レ	50,000 千円	30,000 千円	令和 5 年 10 月	令和 6 年 3 月
西濃農林事務所	元請		揖斐川水路工事	岐阜県大垣市	上野 祐二	レ	30,000 千円	0 千円	令和 5 年 7 月	令和 5 年 12 月
(株)揖斐工務店	下請		(株)揖斐工務店社屋基礎くい打工事	岐阜県揖斐川町	古井 四朗	レ	30,000 千円	千円	令和 5 年 6 月	令和 6 年 3 月
(株)名古屋工業	元請		(株)名古屋工業本社ビル基礎くい打工事	愛知県名古屋市中区	萩原 康三	レ	20,000 千円	0 千円	令和 5 年 9 月	令和 6 年 2 月
(株)中濃組	下請		市道法面整備工事	岐阜県美濃市	長島 謙吾	レ	18,000 千円	18,000 千円	令和 5 年 7 月	令和 5 年 12 月
A	元請		Aビル基礎工事	岐阜県岐阜市	南方 六助	レ	17,000 千円	0 千円	令和 5 年 10 月	令和 6 年 2 月
(株)興業	下請		長良川河川改修工事	岐阜県郡上市	萩原 康三	レ	15,000 千円			
							<b>ここまでの計</b>		<b>完成工事の7割</b>	
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
② 未成工事							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
岐阜土木事務所	元請		県道災害復旧事業	岐阜県岐阜市			70,000 千円	60,000 千円	令和 6 年 1 月	令和 6 年 6 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月

個人の氏名が特定されないように記載(「工事名」欄も同様)法人名等はそのまま記載

最後に工事経歴書に記載しない完成工事について、件数及び合計額を「その他 ○件 ○○千円」と記載  
 「元請・下請別に「その他 元請○件 ○○千円」「その他 下請○件 ○○千円」としてもよい

各工事現場に置かれた配置技術者について、該当する箇所にレ印を記載

その他 23件 70,000 千円 0 千円

ここまでの計 完成工事の7割

「小計」には、ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

「小計」「合計」のうち、元請工事に係る請負代金の額の合計を記載

**★ 経営事項審査を申請しない場合の記載方法 ★**

**【完成工事】**

① 元請及び下請工事について、完成工事全体の7割を超えるところまで、又は、10件までのどちらか少ない件数を請負代金の額の大きい順に記載

**【未成工事】**

② ①に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

**【個人の氏名の記載について】**

「注文者」及び「工事名」の欄は、個人の氏名が特定されない方法で記載する  
 (例) 「田中 太郎邸新築工事」⇒「A邸新築工事」

小計	30 件	250,000 千円	48,000 千円	うち 元請工事	
				125,000 千円	30,000 千円
合計	30 件	250,000 千円	48,000 千円	うち 元請工事	
				125,000 千円	30,000 千円

当該業種の最終ページの「合計」欄に全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」の当該業種の「公共+民間」の額と一致

**【記載できない工事実績例】**  
 下記業務は、兼業売り上げとして整理してください  
 ・除草・草刈り、伐採・剪定  
 ・側溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務  
 ・土砂等運搬作業、資材の納入  
 ・地質調査、測量調査、設計業務

直前3年の各事業年度における工事施工金額

該当するものを「○」で囲む

( 税込 税抜 /単位:千円)

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式 工事	とび・土工 工事	防水 工事	造園 工事		
第16期 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	元請	公共	200,000	120,000			0	333,000
		民間	0	10,000			0	28,000
	下請	公共	0	140,000			0	147,000
		民間	0	140,000			0	147,000
計			200,000	270,000		0	508,000	
第17期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	元請	公共	100,000	10,000	9,000		0	299,000
		民間	0	0	7,000		0	37,000
	下請	公共	0	20,000	5,000		0	145,000
		民間	0	20,000	5,000		0	145,000
計			190,000	40,000	30,000		181,000	
第18期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	元請	公共	160,000	80,000	0			260,000
		民間	0	45,000	0	10,000	3,000	58,000
	下請	公共	0	125,000	0	7,000	2,000	134,000
		民間	0	125,000	0	7,000	2,000	134,000
計			160,000	250,000	0	37,000	5,000	452,000
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請	公共						
		民間						
計								
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請	公共						
		民間						
計								

・許可を有しない業種の「軽微な工事」の金額を記載  
・「業種追加」で既に許可のある業種についてはこの欄に記載  
用紙が2枚以上になる場合は

公共+民間の額は様式第2号「工事経歴書」の元請工事の合計額と一致

三年間に税込・税抜に変更があった場合には、欄外に該当方式を記載

「工事経歴書」の請負代金の額の合計と一致

様式第16号(法人用)又は様式第19号(個人用)「損益計算書」の完成工事高と一致

すべての許可業種について記載(実績がない場合は、「0」を記載)

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。  
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

記載例

許可申請の場合は、申請する日における使用人数を、  
変更届の場合は、事業年度終了の日における使用人数を記載

和 6 年 4 月 1 日 (用紙A4)

使用人数

両方に該当する場合には、主となる方に計上

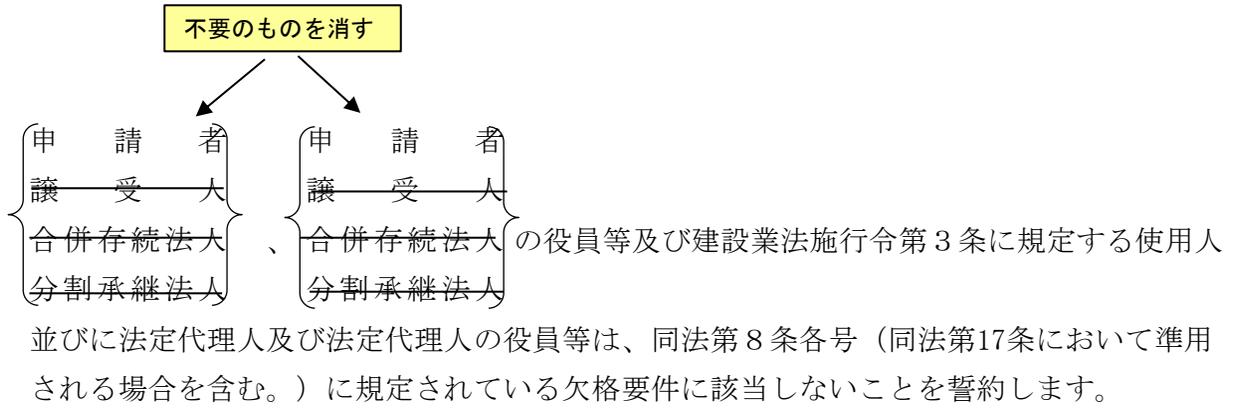
営業所の名称	技術関係使用人			合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人	事務関係使用人	
本店	4 人	2 人	8 人	14 人
大垣支店	2	0	2	4
多治見支店	3	0	2	5
・主たる営業所を含む、全ての営業所について記載 ・様式第一号別紙二（1）又は（2）に記載した順に記載	各営業所に所属する技術者のうち、専任技術者の要件を満たす使用人の数を記載		建設業に従事する事務関係の使用人の数を記載	
		各営業所に所属する技術者のうち、専任技術者の要件を満たさない使用人の数を記載（いない場合は0を記載）		
合 計	9 人	2 人	12 人	23 人

○建設業に従事している使用人の数を記載  
 ・代表権を有する役員、個人事業主等を含む（ただし、法人の監査役は除く）  
 ・日々雇用等雇用期間が限定されている者を除く  
 ・兼業部門に従事する者を除く

記載要領

- この表には、法第5条の規定(法第17条において準用する場合を含む。)に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項(法第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者(申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。)をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

# 誓 約 書



令和 6年 4月 1日

不要のものを消す

申請者 岐阜市藪田南2-1-1  
 譲受人 岐阜建設株式会社  
 合併存続法人 代表取締役 岐阜 太郎  
 分割承継法人

中部地方整備局長  
 北海道開発局長  
 岐阜県知事 殿

法第8条各号に該当しないことを誓約してください。

法第8条に該当する事実があるにもかかわらず、本用紙にて誓約した後に、欠格要件に該当していたことが判明した場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱います。

## 記載要領

申請者、譲受人、合併存続法人、分割承継法人 「申請者、譲受人、合併存続法人、分割承継法人」 「地方整備局長、北海道開発局長、知事」 については、不要のものを消すこと。

記載要領 [ 様式第七号 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書 ]

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人)とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。
- 3 「

{	(1)	}
	(2)	
	(3)	

」、「

{	の常勤の役員	}
	本人	

」、「

{	地方整備局長	}
	北海道開発局長	

」、「

{	申請者	}
	届出者	

」、「

{	国土交通大臣	}
	知事	

」及び「

{	般	}
	特	

」については、不要のものを消すこと。
- 4 

--

--

--

--

で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 

1
---

7
---

「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「1. 新規」・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合  
「2. 変更」・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合  
「3. 常勤役員等の更新等」・・・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合

また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 「変更の年月日」の欄は、5により

1
---

7
---

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
- 7 

1
---

8
---

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により

1
---

7
---

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の「

大臣	コード
知事	

」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば

0	0	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---

又は

0	1	月	0	1	日
---	---	---	---	---	---

のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 8 

1
---

9
---

「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 9 

2
---

0
---

及び

2
---

1
---

「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設

--

因

--

郎

--

--

のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば

0	1	月	0	1	日
---	---	---	---	---	---

のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

### 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ

役職名等 **取締役** ← 経験当時の役職名を記載

経験年数 **平成22年4月**から**令和6年3月**まで 満**14年0月**

証明者と被証明者の関係 **役員** ← 証明者から見た被証明者との関係を記載

備考

・証明者が届出者又は申請者以外の建設業者である場合は、「許可番号」「許可年月日」「許可業種」を記載  
・証明者が当時の使用者でない場合は、使用者からの証明を得ることができない理由を記載  
例:使用者が死亡したため  
使用者が解散したため  
自営のため

(1)建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者  
(2)建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る)として経營業務を管理した経験を有する者  
(3)建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者

不要のものを消す

(1) (2) (3) に掲げる経験を有することを証明します

・経營業務の管理責任者としての経験を有した期間  
・経験期間が中断している場合は、経験期間を各々記載  
・原則として初月は不算入

原則、証明者は証明しようとする期間、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主とする。  
ただし、上記の者がいない場合は以下の順で証明者とする。  
1. 被証明者と同等以上の役職にあった者又はある者  
2. 当該事実を証し得る他の者  
3. 自己証明

令和6年4月1日

岐阜市藪田南2-1-1  
岐阜建設株式会社  
証明者 代表取締役 岐阜 太郎

(2) 下記の者は、許可申請者 **本人** の常勤の役員 **本人** で建設業法第7条第1号イ (1) (2) (3) に該当する者であることに相違ありません。

令和6年4月1日

中部地方整備局長  
北海道開発局長  
岐阜県知事 殿

不要のものを消す

様式第22号の2による届出も必要

届出者申請者  
岐阜市藪田南2-1-1  
岐阜建設株式会社  
代表取締役 岐阜 太郎

新規、更新は申請者  
変更は届出者

申請又は届出の区分 項番 1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

項番17で「2」又は「3」と記載した場合に記載

経營業務の管理責任者の変更がない業種追加や更新の場合

許可年月日が複数あるときは最も古いものを記入

許可番号 大臣知事コード 国土交通大臣 岐阜県知事 許可(一般)第 5 号 令和 年 月 日

#### ◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 オ チ ← 姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする 例:ダ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 0 落 合 雅 春

生年月日 S 5 7 年 0 9 月 0 9 日

住所 岐阜市藪田南5-14-53

現住所を記載

・姓と名の間は1カラム空ける  
・法人(執行役員等を除く)の場合は登記事項証明書の字で記載  
・法人における執行役員等や個人の場合は住民票の字で記載  
・専任技術者(又は国家・監理技術者)を兼ねていて国家資格、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記載

#### ◎【変更前】

項番21で記載した者については、届出書(様式第22号の3)による経營業務管理責任者の削除は不要

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 1

生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

記載例

常勤役員等の略歴書

現住所	岐阜市藪田南5-14-53 ← 様式第七号に記載の住所と同じ		
氏名	落合 雅春	生年月日	昭和60年 9月 9日生
職名	取締役 ← 申請時における職名を記載例：代表取締役、事業主		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 H18年 4月 1日 至 H20年 3月 31日	岐阜建設 株式会社 入社 本店営業部勤務	
	自 H20年 4月 1日 至 H21年 9月 30日	" 本店営業課長	
	自 H21年 10月 1日 至 H22年 3月 31日	" 本店営業部長	
	自 H22年 4月 1日 至 R6年 4月 1日現在	" 取締役 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日	・最終学歴後の経歴を記載する。 ・特に建設業に関連する内容は、すべて記載する。 ・勤務した会社名のほか経営経験が分かるよう具体的に記載する。	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし ←	
		建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰についても記載 該当がない場合は「なし」と記載	
罰		行政処分等の事実があるにもかかわらず、「賞罰の内容」欄に具体的な記載がなく、 行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱います。	
		賞罰欄を記入した日を記載	
上記のとおり相違ありません。			
令和 6年 4月 1日		氏名 落合 雅春	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。



また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の追加・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 11 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙2を作成し、提出すること。

記載例

・被証明者毎に、証明者別に作成  
・被証明者の経験が中断しており証明者が同一人である場合は1枚での証明は可能

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書  
(第一面)

不要のものを消す

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ(1)(2)に掲げる経験を有することを

役職名等 取締役 ← 経験当時の役職名を記載  
経験年数 令和3年4月から令和6年3月まで 満3年 ←

証明者と被証明者の関係 役員 ← 証明者から見た被証明者との関係を記載  
備考

・経験期間が中断している場合は、経験期間を各々記載  
・原則として初月は不算入  
・ロ(1)該当の場合、建設業に関する2年以上の経験が必要併せて、建設業に関する財務・労務・業務の管理経験が5年以上あることを「略歴書」及び確認資料により確認する必要があります。  
・ロ(2)該当の場合、建設業に関して2年以上の経験が必要併せて、役員経験(建設業以外も可)が5年以上あることを「略歴書」及び確認資料により確認する必要があります。

原則、証明者は証明しようとする期間、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主とする。  
ただし、上記の者がいない場合は以下の順で証明者とする。  
1. 被証明者と同等以上の役職にあった者又はある者  
2. 当該事実を証し得る他の者  
3. 自己証明

令和6年4月1日

・証明者が届出者又は申請者以外の建設業者である場合は、「許可番号」「許可年月日」「許可業種」を記載  
・証明者が当時の使用者でない場合は、使用者からの証明を得ることができない理由を記載  
例:使用者が死亡したため  
使用者が解散したため  
自営のため

岐阜市藪田南2-1-1  
岐阜建設株式会社  
証明者 代表取締役 岐阜 太郎

(2) 下記の者は、許可申請者(の常勤の役員 本 大)の支配人(の支配人)で第7条第1号ロ(1)(2)に該当する者であることに相違ありません。

令和6年4月1日

不要のものを消す

中部地方整備局長  
北海道開発局長  
岐阜県知事 殿

申請者 岐阜市藪田南2-1-1  
届出者 岐阜建設株式会社  
代表取締役 岐阜 太郎

新規、更新は申請者  
変更は届出者

申請又は届出の区分 項番 3  
1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

項番17で「2」又は「3」と記載した場合に記載

許可年月日が複数あるときは最も古いものを記入

大臣コード 岐阜県知事  
許可番号 1 8 3

国土交通大臣 岐阜県知事 許可(一般- )第 5 10 号 記

許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ギ フ ← 姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする 例:ダ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 0 岐 阜 次 郎

生年月日 13 14 16 18  
s 5 7 年 0 9 月 0 9 日

住所 岐阜市藪田南5-14-53

・姓と名の間は1カラム空ける  
・法人(執行役員等を除く)の場合は登記事項証明書の字で記載  
・法人における執行役員等や個人の場合は住民票の字で記載  
・専任技術者(又は国家・監理技術者)を兼ねていて国家資格、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記載

◎【変更前】

項番21で記載した者については、届出書(様式第22号の3)による経営業務管理責任者の削除は不要

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 1

生年月日 13 14 16 18  
年 月 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。





記載例

(第四面)

・第一面と同様に記載すること

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和6年4月1日

中部地方整備局長  
北海道開発局長  
岐阜県知事 殿

岐阜市藪田南2-1-1  
申請者 岐阜建設株式会社  
届出者 代表取締役 岐阜 太郎

役職名等 建設部長

経歴年数 平成28年4月から令和5年3月まで 満7年 月

証明者と被証明者との関係 従業員

備考

申請又は届出の区分    (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード 3 1 1  
許可番号  2 3   国土交通大臣 岐阜県知事 許可 (一般-) 第  号 許可年月日 令和  年  月  日

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ  3 2     元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]  
氏名  3 3  岐  阜    四  郎      生年月日     年    月    日  
住所 岐阜市藪田南5-14-53

◎【変更前】

氏名  3 4           元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]  
生年月日     年    月    日

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

記載例

常勤役員等の略歴書

現住所	岐阜市蕨田南5-14-53	← 様式第七号の二に記載の住所と同じ
氏名	岐阜 次郎	生年月日 昭和57年9月9日生
職名	取締役	← 申請時における職名を記載 例：代表取締役、事業主
職歴	期間	従事した職務内容
	自 平成20年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日	岐阜建設株式会社 入社（建築部勤務）
	自 平成26年 4月 1日 至 令和3年 3月 31日	岐阜建設株式会社 建築部長
	自 令和3年 4月 1日 至 年 月 日	岐阜建設株式会社 取締役 現在に至る
	自 年 月 日 至 年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終学歴後の経歴を記載する。</li> <li>・特に建設業に関連する内容は、すべて記載する。</li> <li>・勤務した会社名のほか経営経験が分かるよう具体的に記載する。</li> <li>・ロ(1)該当の場合、建設業に関する2年以上の経験が必要併せて、建設業に関する財務・労務・業務の管理経験が5年以上あることがわかるように記載すること。</li> <li>・ロ(2)該当の場合、建設業に関して2年以上の経験が必要併せて、役員経験(建設業以外も可)が5年以上あることがわかるように記載すること。</li> </ul>
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
自 年 月 日 至 年 月 日		
自 年 月 日 至 年 月 日		
賞罰	年月日	賞罰の内容
		なし
		← 建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰についても記載 該当がない場合は「なし」と記載
		← 行政処分等の事実があるにもかかわらず、「賞罰の内容」欄に具体的な記載がなく、 行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱います。
上記のとおり相違ありません。		賞罰欄を記入した日を記載
令和6年4月1日	氏名	岐阜 次郎

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載例

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	岐阜市蕨田南5-14-53 ← 様式第七号の二に記載の住所と同じ			
氏名	岐阜 三郎		生年月日	昭和58年9月9日生
職名	財務部長 ←	申請時における職名を記載 例：代表取締役、事業主		
職歴	期間	従事した職務内容		
	自 平成21年 4月 1日	岐阜建設株式会社 入社（財務部勤務）		
	至 平成28年 3月 31日			
	自 平成28年 4月 1日	岐阜建設株式会社 財務部長 現在に至る		
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
至 年 月 日				
賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		なし		
		建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰についても記載 該当がない場合は「なし」と記載		
		行政処分等の事実があるにもかかわらず、「賞罰の内容」欄に具体的な記載がなく、 行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には、原則として 「虚偽申請」として取り扱います。		
上記のとおり相違ありません。		賞罰欄を記入した日を記載		
令和6年4月1日		氏名 岐阜 三郎		

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

### 記載要領〔様式第七号の三 健康保険等の加入状況〕

- 1 この表は、次の（１）及び（２）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
    - （１）①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
    - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
    - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
    - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
    - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
    - ⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者  
届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
    - （２）①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があつた場合
    - ②新たに営業所を追加した場合この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者  
届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 2 「地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、 「国土交通大臣  
知事」及び「般  
特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者  
届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

記載例

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

令和 6年 4 月 1日

申請者 届出者 岐阜市藪田南2-1-1  
岐阜建設株式会社  
 代表取締役 岐阜 太郎

許可年月日 令和 5年 5月 10日

許可番号 国土交通大臣 許可 （特-05） 第 999999 号

不要のものを消す

中部地方整備局長  
北海道開発局長  
岐阜県知事 殿

（営業所毎の保険加入の有無）

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険 雇用保険
本店	( 20人 5人 )	1	1	1	〇〇健康保険組合	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
大垣支店	( 10人 0人 )	3	3	3	本店一括	本店一括
多治見支店	( 8人 0人 )	3	3	3	本店一括	本店一括
営業所一覧表に記載した順に記載	人 人	役員又は個人事業主を含めてすべての人数を記載	加入は1、適用が除外される場合は2、本店一括適用の場合は3を記載			事業所整理番号及び事業所番号等を記載
	( 人 人 )					
合計	( 人 人 )					

記載要領 [ 様式第八号 専任技術者証明書 (新規・変更) ]

1 この証明書は、次の(1)から(5)までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
- ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
- ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
- ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、**6****1**「区分」の欄に「1」を記入すること。

- (2) 許可を受けている建設業について現在証明されている者が専任の技術者となつている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、**6****1**「区分」の欄に「2」を記入すること。

- (3) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、**6****1**「区分」の欄に「3」を記入すること。

- (4) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者がこの証明書の提出を行う建設業者の専任の技術者でなくなった場合(その者がこれまで専任の技術者となつていた建設業について、新たに専任の技術者となる者があり、当該新たに専任の技術者となる者を上記(2)又は(3)に該当する者として同時に届け出る場合に限る。)

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、**6****1**「区分」の欄に「4」を記入すること。

なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書(別記様式第22号の3)を用いて届け出ること。

- (5) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者が置かれる営業所のみに変更あつた場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、**6****1**「区分」の欄に「5」を記入すること

なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記(3)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(4)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

- 2 「建設業法第7条第2号」  
「建設業法第15条第2号」、  
「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、  
「国土交通大臣 及び 知事」  
「般 については、不要の特」

のを消すこと。

- 3 「申請者 届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者(以下「申請者等」と

いう。)の他に証明書を作成した者がある場合には、申請者等に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5 [6][2]「許可番号」の「大臣 知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 [6][3]「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設 太郎 のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

7 [6][4]「今後担当する建設工事の種類」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書(別記様式第一号)別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の( )内に示された略号のカラムに記入すること。

- ・一般建設業の場合
  - 「1」・・・法第7条第2号イ該当
  - 「4」・・・法第7条第2号ロ該当
  - 「7」・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
  - 「2」・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
  - 「3」・・・法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)
  - 「5」・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
  - 「6」・・・法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)
  - 「8」・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
  - 「9」・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事(土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事(筋)	電気通信工事(通)
大工工事(大)	舗装工事(舗)	造園工事(園)
左官工事(左)	しゅんせつ工事(しゅ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事(石)	ガラス工事(ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事(塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事(防)	清掃施設工事(清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事(解)
タイル・れんが・ブロック工事(タ)	機械器具設置工事(機)	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合(記載要領1(1)①に該当する場合を除く。)に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

8 [6][5]「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分(法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分)について別表(二)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。

10 「営業所の名称(旧所属)」の欄は、現在証明されている専任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称(新所属)」の欄は、この証明書の提出後に、専任の技術者として所属する営業所の名称を記載すること。

専任技術者証明書（新規・変更）

(1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。  
(2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

どちらかを○で囲む

「一般」の場合は下段を、「特定」の場合は上段を消す  
「一般、特定」両方を申請する場合は消さない

不要のものを消す

申請者 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜建設株式会社 代表取締役 岐阜 太郎  
届出者

1. 新規許可等  
2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更  
3. 専任技術者の追加  
4. 専任技術者の交替に伴う削除  
5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更

令和 6年 4月 1日

専任技術者の交替「4」の場合は「2」か「3」を別業で作成

許可年月日 令和 11年 13月 15日

姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする 例：ダ

氏名 項番 63 ヤブ 藪田 一郎 生年月日 S 3 8 年 0 8 月 2 0 日

フリガナ ヤブタ イチロウ

建設工事の種類 64 9 9

有資格区分 65 1 3

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

専任技術者の住所 岐阜市下奈良2-1-1

営業所の名称 (旧所属) 本店

営業所の名称 (新所属) 本店

当該業者が、現在証明されている専任の技術者である場合に記載

当該技術者が配置されている営業所の名称を記載

項番61が区分1の場合この欄は記入しない

姓と名の間は1カラム空ける  
国家資格、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記載  
上記証明書等がない場合は住民票の字で記載

氏名 項番 63 ヤナ 柳津 二郎 生年月日 S 3 5 年 1 1 月 1 5 日

フリガナ ヤナイツ ジロウ

建設工事の種類 64 5 5

有資格区分 65 0 2

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

専任技術者の住所 岐阜市鷺山向井2563-18

営業所の名称 (旧所属) 本店

営業所の名称 (新所属) 本店

別紙コード表[PDF]コード記載方法「専任技術者証明書、国家資格者等・監理技術者一覧表」によるコードを記載

専任技術者となる建設業に係る資格のみ記載  
別紙コード表[PDF]技術者の有資格区分コード「建設業法施行規則別表(ニ)」によるコードを記載

氏名 項番 63 イチ 市橋 三郎 生年月日 S 3 9 年 0 9 月 1 0 日

フリガナ イチハシ サブロウ

建設工事の種類 64 7

有資格区分 65 2 0

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

専任技術者の住所 大垣市加賀野4-1-7

営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属) 大垣支店

項番61が「4」の場合は記載し、以下は記載しない  
今後担当する建設工事の種類  
営業所の名称(新所属)

記載例  
許可を受けようとする建設業の種類を記載

# 実務経験証明書

・実務経験により専任技術者になる場合に作成  
・工事の種類、技術者、証明者毎に作成

下記の者は、とび土工

工事に関し、下記のとおり実務

○証明者は原則、使用者(被証明者である法人の代表者または個人の事業主)とする  
○証明者が申請者以外の建設業者である場合は、  
・許可番号  
・許可年月日  
・許可業種 を記載

昭和35年4月1日  
岐阜市藪田南2-1-1  
岐阜建設 株式会社  
証明者 代表取締役 岐阜 太郎  
被証明者との関係 従業員

技術者の氏名	宇佐 五郎	生年月日	昭和35年6月20日	使用された期間	H 13 年 4 月から R 6 年 3 月まで
使用者の商号又は名称	岐阜建設 株式会社		証明者から見た被証明者との関係例: 役員、従業員、元従業員		
職名	実務経験の内容		実務経験年数		
工事係員	・実務経験を得た当時の商号または名称を記載 ・個人の場合は登記してある屋号または個人名を記載		他11件	実際に雇用されていた期間	から H 26 年 12 月まで
"	(有)伊藤商店改築に伴う基礎工事施工(他13件)			H 27 年 1 月から	H 27 年 12 月まで
"	県道多治見犬山線改築工事に伴う土工事施工(他8件)			H 28 年 1 月から	H 28 年 12 月まで
工事係長	加藤邸新築工事に伴う基礎工事施工(他15件)			H 29 年 1 月から	H 29 年 12 月まで
"	○実務経験の内容を具体的に記載 ○経験期間が重複しているものは二重に計上しない ○通年にわたって建設工事が続く場合には、その年の代表工事の件名を記載し、その他の工事は「他〇件」として、1年分を1行にまとめて記載			30 年 1 月から	H 30 年 12 月まで
"				31 年 1 月から	R 1 年 12 月まで
工事課長	(株)近藤商事改築に伴う基礎工事施工(他13件)			R 2 年 1 月から	R 2 年 12 月まで
"	県道多治見停車場線改築工事に伴う土工事施工(他8件)			R 3 年 1 月から	R 3 年 12 月まで
"	水野邸新築工事に伴う基礎工事施工(他10件)			R 4 年 1 月から	R 4 年 12 月まで
	実務の経験をした時の職名を記載 例:「取締役」「事業主」「現場監督」「工事部長」		工事施工(他12件)	R 5 年 1 月から	R 5 年 12 月まで
				R 6 年 1 月から	R 6 年 3 月まで
	業種の確認が困難な場合等については、契約書又は注文書等を併せて提出する。			年 月から	年 月まで
				年 月から	年 月まで
	使用者と証明者が異なる場合は理由を記載 例: R〇年〇月 会社解散のため R〇年〇月 事業主死亡のため		事業主本人による自己証明の場合は「自営のため」と記載	実務経験年数の合計を記載 ・1年1行として記載する場合を除き、原則として初月は不算入	
				年 月から	年 月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計	満 10 年 2 月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

記載例

### 指導監督的実務経験証明書

特定建設業の許可を受けようとする場合で、法第15条第2号(ロ)に該当した方について作成

下記の者は、**機械器具 設置** 工事に、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 6 年 4 月 10 日

・許可を受けようとする建設業の種類を記載  
・指定建設業(土、建、管、鋼、舗、電、園)以外

様式第九号の記載例に準じて記載

証明者 **岐阜市加納南陽町3-17  
加納機械 株式会社  
代表取締役 加納 太郎**

被証明者との関係 **従業員**

記

技術者の氏名	加納 六郎		生年月日	昭和47年6月30日		使用された期間	H 10年 4月から R 6年 3月まで	
使用者の商号又は名称	加納機械 株式会社							
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容			実務経験年数		
大垣産業(株)	48,000 千円	工事課長	プラント設備設備監督 <b>実際に雇用されていた期間</b>			R 3年 7月から	R 3年 12月まで	
(株)揖斐化学	56,000 千円	〃	谷汲工場エレベーター設置工事の施工及び監督			R 4年 1月から	R 4年 8月まで	
(株)美濃産業	57,000 千円	〃	トンネル吸排気機器設置工事の施工及び監督			R 4年 9月から	R 5年 3月まで	
関工業(株)	63,000 千円	〃	第1ビルエレベーター設置工事の施工及び監督			R 5年 4月から	R 6年 2月まで	
	千円					年 月から	年 月まで	
	千円		1件の請負代金が4,500万円(S59.10.1前は1,500万円、S59.10.1以降H6.12.28前は3,000万円)以上の元請工事を記載(税込)				実際に指導監督に従事していた期間	
	千円					年 月から	年 月まで	
			記載した全ての工事にかかる契約書又は注文書の写しを添付する。			年 月から	年 月まで	
	千円					年 月から	年 月まで	
			○経験期間が重複しているものは二重に計上しない ○様式第九号と異なり、1件分を1行にまとめて記載することができない			年 月から	年 月まで	
	千円						年 月まで	
	千円						年 月まで	
			使用者と証明者が異なる場合は理由を記載 例: R〇年〇月 会社解散のため R〇年〇月 事業主死亡のため				年 月まで	
	千円						年 月から	
							年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合その理由						合計	満	2年 4月

#### 記載要領

1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事(平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの)1件ごとに記載すること。

2 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。

3 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。

4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。



記載例

許可申請者 (法人の役員等 本人 法定代理人 法定代理人の役員等) の住所、生年月日等に関する調書

法人の場合には、経營業務管理責任者を除き、「様式第一号別紙一 役員等の一覧表」に記載された役員等全員について作成

不要のものを消す

住 所	岐阜市藪田南5-14-12			現住所を記載
氏 名	太田 夏生	生 年 月 日	昭和47年 10月10日 生	
役 名 等	取締役	申請時における職名を記載 例:代表取締役、事業主 の 内 容		
	年 月 日			
賞 罰		なし	建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰についても記載 該当がない場合は「なし」と記載	
			顧問、相談役、株主は賞罰欄の記載は不要	
			行政処分等の事実があるにもかかわらず、「賞罰の内容」欄に具体的な記載がなく、 行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱います。	
			賞罰欄を記入した日を記載	顧問、相談役、株主は記名・押印は不要
上記のとおり相違ありません。				
令和 6年 4月 1日			氏 名 太田 夏生	

記載要領

- 1 「 (法人の役員等 本人 法定代理人 法定代理人の役員等) 」 については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

記載例

建設業法施行令第3条

「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した全員について作成  
ただし、様式第七号及び様式第十二号を作成したものについては作成不要

住 所	大垣市江崎町422-3			← 現住所を記載
氏 名	三里 七郎	生 年 月 日	昭和41年 6月 10日生	
営 業 所 名	大垣支店			← 所属する営業所の名称を記載
職 名	大垣支店長			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		なし ← 建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰についても記載 該当がない場合は「なし」と記載		
		行政処分等の事実があるにもかかわらず、「賞罰の内容」欄に具体的な記載がなく、 行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には、原則と して「虚偽申請」として取り扱います。		
上記のとおり相違ありません。		賞罰欄を記入した日を記載		
令和 6年 4月 1日		氏 名 三里 七郎		

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載例

株 主 ( 出 資 者 ) 調 書

株主(出資者)名	住 所	所有株数又は出資の価額
赤木 一郎	恵那市長島町正家後田1067-71	170株
青木 二郎	下呂市萩原町羽根2605-1	100株
白木 三郎	高山市上岡本町7-468	80株
黒木 四郎	飛騨市古川町上野617-1	50株

・総株主の議決権の5/100以上を有する株主、出資の総額の5/100以上に相当する出資をしている者全員を記載  
 ・法人はその商号又は名称、個人は氏名を記載

株数の場合は「〇〇株」、  
 出資の価額の場合は「〇〇円」と記載

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

## 記載要領 [ 様式第十五号 貸借対照表 ]

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。  
ただし、当該資産の金額が資産の総額の 100 分の 5 以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の 100 分の 5 を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の 100 分の 5 を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領 6 及び 8 は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の 100 分の 5 以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領 10 は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。

- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金に益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。ついでには、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をする科目をもって記載することができる。

記載例

貸借対

新設法人等、第1期の決算期が到来していない場合は、開始貸借対照表を添付

決算日を記載

令和 6 年 3 月 31 日現在

・端数処理(原則として切り捨て)をして千円単位で記載  
 ・端数処理により「0」となった場合は、「0」と記載  
 ・会社法第2条第6号に規定の大会社にあっては、百万円単位で記載する場合は「百万円」と修正

(会社名)

岐阜一建設(株)

資産の部

千円

I 流動資産

現金預金		53,260
受取手形		3,640
完成工事未収入金	← 完成工事高に計上した請負代金の未収額を計上(兼業事業売上高に係る売掛金は含まない)	18,050
有価証券		9,808
未成工事支出金		11,032
材料貯蔵品		2,050
短期貸付金		8,162
前払費用		1,000
その他	← 資産合計の5%以下の科目のみ合算し計上5%を超える科目については、それぞれ独立して勘定科目を設定	1,014
貸倒引当金		△
<b>流動資産合計</b>		<b>108,021</b> ①

II 固定資産

(1) 有形固定資産

建物・構築物		2,732	
減価償却累計額	△	1,542	1,190
機械・運搬具		46,848	
減価償却累計額	△	27,041	19,806
工具器具・備品		2,794	
減価償却累計額	△	1,385	1,409
土地			21,262
リース資産			
減価償却累計額	△		
建設仮勘定			
その他		4,134	
減価償却累計額	△	2,856	1,277
<b>有形固定資産合計</b>			<b>44,944</b>

(2) 無形固定資産

特許権			
借地権			
のれん			
リース資産			
その他			315
<b>無形固定資産合計</b>			<b>315</b>

(3) 投資その他の資産

投資有価証券	.....
関係会社株式・関係会社出資金	.....
長期貸付金	..... 409
破産更生債権等	.....
長期前払費用	.....
繰延税金資産	.....
その他	..... 164
貸倒引当金	.....
投資その他の資産合計	..... 573
固定資産合計	..... 45,833 ②

円単位の金額でそれぞれ合計した後、千円単位で記載

III 繰延資産

創立費	.....
開業費	.....
株式交付費	.....
社債発行費	.....
開発費	.....
繰延資産合計	..... ③

資産合計 **A=D** → 153,854 A=①+②+③

負債の部

I 流動負債

支払手形	..... 3,151
工事未払金	..... 17,415
短期借入金	..... 9,023
リース債務	.....
未払金	..... 7,560
未払費用	..... 5,533
未払法人税等	..... 2,416
未成工事受入金	..... 28,705
預り金	.....
前受収益	.....
引当金	.....
その他	..... 2,519
流動負債合計	..... 76,322 ④

工事に係る未払金のみ計上  
買掛金は含まない

決算期後1年以内に返済すること  
となる額を計上(1年以内に完済  
するかを問わない)

当期分として課税される法人税、  
住民税及び事業税のうち、未払  
額を計上

完成工事補償、製品保証、修繕、賞与等の引当金を記載、  
その設定目的を示す名称を付した科目を記載

特定建設業 許可要件  
流動比率  
 $75\% \leq \text{①} / \text{④} \times 100\%$

II 固定負債

社債	..... 10,000
長期借入金	..... 8,640
リース債務	.....
繰延税金負債	.....
退職給付	..... 3,898
引当金	.....
負ののれん	..... 748
その他	.....
固定負債合計	..... 23,286 ⑤

決算期後1年を超えた後に返済する額を計上

「退職給付引当金」等の引当金を  
記載、その設定目的を示す名称を  
付した科目を記載

負債合計 99,608 B=④+⑤

## 純資産の部

### I 株主資本

(1) 資本金	特定建設業 許可要件 資本金 ≥20,000千円	→	ア	20,000
(2) 新株式申込証拠金			イ	
(3) 資本剰余金				
資本準備金			ウ	
その他資本剰余金	オ=ウ+エ		エ	
資本剰余金合計			オ	
(4) 利益剰余金	株主総会又は取締役会の決議により設定されたものを、その名称を付して計上			
利益準備金			カ	3,272
その他利益剰余金	特定建設業 許可要件 (△)がある場合 欠損比率 -(オ+コ)/ア×100% ≤20%		キ	
準備金			ク	27,246
積立金			ケ	3,272
別途				
繰越利益剰余金			コ	34,246
利益剰余金合計	コ=カ+キ+ク+ケ		サ△	
(5) 自己株式			シ	
(6) 自己株式申込証拠金	損失又は欠損の場合は△で表示			
株主資本合計	⑥=ア+イ+オ+コ+サ+シ			54,246 ⑥

### II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金			ス	
(2) 繰越ヘッジ損益			セ	
(3) 土地再評価差額金			ソ	
評価・換算差額等合計	⑦=ス+セ+ソ			⑦

### III 新株予約権

	(一般:新規の場合)自己資本の額 ・一般建設業 ≥ 5,000千円 5,000千円未満の場合は、 5,000千円以上の預金残 高証明書等が必要			⑧
純資産合計			C = ⑥+⑦+⑧	54,246
負債純資産合計	(特定:新規、更新、業種追加の場合) 自己資本の額 ・特定建設業 ≥ 40,000千円		D = B+C (D = A)	153,854

## 記載要領 [ 様式第十六号 損益計算書 ]

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。  
なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。  
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

新設法人等、第1期の決算期が到来していない場合は、右上に「決算期未到来」と記入する A 4)

記載例

損 益 計 算 書

自 令和 5 年 4 月 1 日  
至 令和 6 年 3 月 31 日

・端数処理(原則として切り捨て)をして千円単位で記載  
・会社法第2条第6号に規定の大会社にあっては、百万円単位で記載する場合は、「百万円」と修正

(会社名)

岐阜一建設(株)

I 売上高

完成工事高

兼業事業売上高

様式第三号の直前3年の各事業年度における工事施工金額と一致

建設業以外の売上高を計上  
例:保守点検、樹木剪定等

ア 452,000

イ 3,826

①=ア+イ

455,826 ①

II 売上原価

完成工事原価

兼業事業売上原価

完成工事原価報告書の完成工事原価と一致

ウ 379,458

エ 1,658

②=ウ+エ

381,116 ②

売上総利益 (売上総損失)

完成工事総利益 (完成工事総損失)

兼業事業総利益 (兼業事業総損失)

オ 72,542

カ 2,168

A=オ+カ

74,710 A=①-②

III 販売費及び一般管理費

役員報酬

従業員給料手当

退職金

法定福利費

福利厚生費

修繕維持費

事務用品費

通信交通費

動力用水光熱費

調査研究費

広告宣伝費

貸倒引当金繰入額

貸倒損失

交際費

寄付金

地代家賃

減価償却費

開発費償却

租税公課

保険料

雑費

・工事現場に関与しない職員(本店の管理部門、営業部門等)への給与等を計上

・賞与引当金繰入額はここに計上

退職給付引当金繰入額、退職年金掛金はここに計上

「雑費」に属する費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の10%を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて計上(使用していない勘定科目を二重線で消し、その右に該当科目を記載)

損失の場合は△表示で計上

22,600

4,764

326

2,266

1,182

2,332

1,896

472

3,580

124

616

2,736

3,066

2,374

1,824

1,604

3,796

56,654 ③

営業利益 (営業損失)

損失の場合は△表示で計上

18,056 B=A-③

#### IV 営業外収益

受取利息及び配当金	2,250	
その他 ← 「営業外収益」の総額の10%を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて計上	1,008	3,258 ④

#### V 営業外費用

支払利息	2,170	
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
その他 ← 「営業外費用」の総額の10%を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて計上		2,170 ⑤
経常利益（経常損失）		19,144 C=B+④-⑤

#### VI 特別利益

前期損益修正益	2,132	
その他 ← 固定資産売却益はここに計上		2,132 ⑥

#### VII 特別損失

前期損益修正損		
その他 ← 固定資産売却損はここに計上	900	900 ⑦

税引前当期純利益（税引前当期純損失）		20,376 D=C+⑥-⑦
法人税、住民税及び事業税	5,150	
法人税等調整額		5,150 E
当期純利益（当期純損失）		15,226 F=D-E

当期分として課税される法人税、住民税及び事業税を計上

・損失の場合は△表示で計上  
・様式第十七号「株主資本等変動計算書」の、「当期純利益」と「繰越利益剰余金」とが交差するマスと一致

新設法人等、第1期の決算期が到来していない場合は、右上に「決算期未到来」と記入する

# 完成工事原価報告書

自 令和 5 年 4 月 1 日  
至 令和 6 年 3 月 31 日

(会社名) 岐阜一建設(株)

千円

I	材料費	工事のために直接購入した材料費等	89,878
II	労務費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料手当等を計上	152,811
		外注費の内、土工事や仮設工事等で契約内容の大部分が労務費であるものは労務外注費として内訳表示	
		(うち労務外注費 )	
III	外注費	下請工事契約額を計上(労務費に含めたものは除く)	91,248
IV	経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完成工事について発生した材料費、労務費及び外注費以外の費用</li> <li>・完成工事補償引当金繰入額はここに計上</li> </ul>	45,520
		経費のうち工事に要した従業員(工事現場における管理業務に従事した技術、事務職員等)の給料手当等、退職金(繰入額含む)、法定福利費及び福利厚生費等を計上	19,950
		(うち人件費)	
		完成工事原価	379,458

記載要領〔様式第十七号 株主資本等変動計算書〕

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。  
ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。
- 8 当期首残高については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 59 号に規定する遡及適用又は同項第 64 号に規定する誤謬<sup>びゅう</sup>の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
- 9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
  - (1) 当期純利益又は当期純損失
  - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
  - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
  - (4) 自己株式の取得
  - (5) 自己株式の消却

(6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少

(7) 株主資本の計数の変動

- ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
- ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
- ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
- ④ 剰余金の内訳科目間の振替

11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。

12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。

13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。

- (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
- (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法

企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。

14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

- (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
- (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

- (1) 評価・換算差額等
  - ① その他有価証券評価差額金

その他有価証券の売却又は減損処理による増減

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

② 繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2) 新株予約権

新株予約権の発行

新株予約権の取得

新株予約権の行使

新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A4）

記載例

有限会社を含む株を発行している業者が記載

・新設法人で決算期が到来していないときは、余白に「決算未到来」と明記  
 ・新設法人で決算期日後2か月以内（法人税法第74）で、決算未確定のときは、余白に「決算未確定」と明記

株主資本等変動計算書

自 令和 5 年 4 月 1 日  
 至 令和 6 年 3 月 31 日

・端数処理(原則として切り捨て)をして千円単位で記載  
 ・会社法第2条第6号に規定の大会社にあっては、百万円単位で記載する場合は、「百万円」と修正

(会社名) 岐阜一建設(株)

千円

前期貸借対照表の資本の部の数字を記載	株 主 資 本										評価・換算差額等					新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金				利益剰余金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計			
		新株式 申込 証拠金	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金								利益 剰余金 合計		
						別途 積立金	繰越利益 剰余金										
当期首残高	20,000				0	1,922	25,372	4,725	32,020	△	52,020						52,020
当期変動額																	
新株の発行																	
剰余金の配当						1,350		△ 14,350	△ 13,000		△ 13,000						△ 13,000
当期純利益								15,226	15,226		15,226						15,226
自己株式の処分																	
別途積立金の積立							1,874	△ 1,874	0								0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）																	
当期変動額合計						1,350	1,874	△ 998	2,226		2,226						2,226
当期末残高	20,000				0	3,272	27,246	3,727	34,246	△	54,246						54,246

=ア

=カ

=ク

=ケ

=コ

=⑥

=C

貸借対照表「純資産の部」に記載の数値

積立金の積立等については、当該科目を記載し、該当変動額を計上

新設法人の場合  
はここに記載

損益計算書の「当期純利益」の数値

## 記載要領 [ 様式第十七号の二 注記表 ]

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4-2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬 <sup>びゅう</sup> の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17-2 収益認識関係	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

- 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもつて表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 注に掲げる事項で該当事項がない場合には、「該当なし」と記載すること。
- 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ

以下に掲げる要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
- ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

(5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
  - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
  - ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

注4-2 次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
- (2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額
- (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬<sup>びゅう</sup>の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬<sup>びゅう</sup>の内容
- ② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を

記載する。

注 8

- (1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注 9

- (3) 事業年度中に行った剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注17-2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

なお、①から③までに掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。

注18 注1から注17-2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

記載例：株式譲渡制限会社の場合

注 記 表  
 自 令和 5 年 4 月 1 日  
 至 令和 6 年 3 月 31 日

新設法人等、第1期の決算期が到来していない場合は、右上に「決算期未到来」と記入する

(会社名) 岐阜一建設(株)

注

1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

2 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金の計上基準

一般債権について法人税法の規定による法定繰入率による計上、その他債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上

(4) 収益及び費用の計上基準

工事収益の計上基準

工期が複数年にわたり、かつ請負金額が1億円以上の工事については工事進行基準、それ以外の工事については工事完成基準

(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法（該当項目をチェック）

税抜方式  免税業者につき税込  税込方式（経営事項審査の申請を行わない）

(6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

該当なし

3 会計方針の変更

該当なし

4 表示方法の変更

該当なし

4-2 会計上の見積

該当なし

5 会計上の見積りの変更

6 誤謬の訂正

該当なし

7 貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

①担保に供している資産の内容及びその金額

②担保に係る債務の金額

経営事項審査を受審する場合は記載

(2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高 0 千円 受取手形裏書譲渡高 0 千円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5) 親会社株式の各表示区分別の金額

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

## 8 損益計算書関係

- (1) 工事進行基準による完成工事高
- (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
- (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
- (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
- (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

## 9 株主資本等変動計算書関係

すべての株式会社が記載

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数  
**普通株式 1,000株**
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数  
**該当なし**
- (3) 剰余金の配当  
**令和5年6月20日の定時株主総会による決議、配当金の総額13,000千円、一株当たりの配当額13千円 利益剰余金を原資とする**
- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
**該当なし**

## 10 税効果会計

### 11 リースにより使用する固定資産

### 12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

### 13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

### 14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

- (1) 取引の内容

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

## 15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

## 16 重要な後発事象

## 17 連結配当規制適用の有無

### 17-2 収益認識関係

## 18 その他

該当なし

すべての法人が記載  
該当がない場合は「該当なし」と記載

## 記載要領 [ 様式第十七号の三 附属明細表 ]

\* 資本金の額が1億円を超える、又は貸借対照表の負債合計の額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。[ 建設業法施行規則 第4条第1項第9号 ]

\* 有価証券報告書の提出会社は、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。[ 建設業許可事務ガイドライン 【第5条及び第6条関係】 2.(14) ]

### 第1 一般的事項

- 1 「親会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める会社をいう。
- 2 「関連会社」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第19号に定める会社をいう。
- 3 「関係会社」とは、会社計算規則第2条第3項第23号に定める会社をいう。
- 4 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の4、5、6及び9の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。
- 5 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

### 第2 個別事項

#### 1 完成工事未収入金の詳細

- (1) 別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 滞留状況については、当期計上分（1年未満）及び前期以前計上分（1年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

#### 2 短期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

#### 3 長期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

#### 4 関係会社貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 摘要の欄には、貸付の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。

#### 5 関係会社有価証券明細表

- (1) 貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係（親会社、子会社等の関係）を摘要欄に記載すること。
- (3) 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。
- (4) 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表（以下単に「注記表」という。）の2により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
- (5) 当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
- (6) 一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の5を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額が100分の5を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。
- (7) 株式のうち、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

#### 6 関係会社出資金明細表

- (1) 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

- (2) 出資金額の重要なものについては、出資の条件（1口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件）を摘要欄に記載すること。
- (3) 本表に記載されている会社であって、第2の5の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

#### 7 短期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。
- (2) 設備資金と運転資金に分けて記載すること。
- (3) 摘要の欄には、資金使途、借入の条件（担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率）等について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

#### 8 長期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。
- (2) 契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。
- (3) 摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後3年間における1年ごとの返済予定額を注記すること。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

#### 9 関係会社借入金明細表

- (1) 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。

- (3) 短期借入金については、第2の7の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第2の8の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

#### 10 保証債務明細表

- (1) 注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 注記表の3の(2)において、相手先及び相手先ごとの額が記載されている時は記載を省略することができる。
- (3) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

記載例

十七号の三（第四条、第十条関係）

資本金の額が1億円を超える、又は貸借対照表の負債合計の額が200億円以上の株式会社のみ提出

有価証券報告書の提出会社は、有価証券報告書の写しの提出で附属明細表の提出に代えられる

## 附属明細表

令和 5 年 6 月 30 日現在

(会社名)

岐阜ヤブタ建設(株)

・端数処理(原則として切り捨て)をして千円単位で記載  
 ・端数処理により「0」となった場合は、「0」と記載  
 ・会社法第2条第6号に規定の大会社にあっては、百万円単位で記載する場合は「百万円」と修正

## 1 完成工事未収入金の詳細

貸借対照表中、I 流動資産の「完成工事未収入金」について、主な相手先及び金額を記載

当期計上分(1年未満)及び前期以前計上分(1年以上)に分け各々の合計額を記載

相手先別内訳

相手先	金額
	千円
A建設	10,000,000
〇〇県	5,000,000
B電鉄	4,000,000
計	19,000,000

滞留状況

発生時	完成工事未収入金
	千円
当期計上分	14,000,000
前期以前計上分	5,000,000
計	19,000,000

## 2 短期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
A不動産	800,000
B組合	720,000
その他	900,000
計	2,420,000

貸借対照表中、I 流動資産の「完成工事未収入金」の額と一致

貸借対照表中、I 流動資産の「短期貸付金」について、主な相手先及び金額を記載

貸借対照表中、I 流動資産の「短期貸付金」の額と一致

## 3 長期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
A工業	1,360,000
B不動産	680,000
その他	500,000
計	2,540,000

貸借対照表中、II 固定資産の「長期貸付金」について、主な相手先及び金額を記載

貸借対照表中、II 固定資産の「長期貸付金」の額と一致

## 4 関係会社貸付金明細表

貸借対照表中、資産の部の「短期貸付金」「長期貸付金」「その他資産に含まれる関係会社貸付金」について、関係会社名及び関係会社ごとの額を記載

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
A建設	500,000	150,000	130,000	520,000	使途: 運転 担保: なし 返済期限: R7.3
B工業	350,000	230,000	140,000	440,000	使途: 設備資金 担保: 土地 返済期限: R7.3
C建築	60,000	120,000	130,000	50,000	使途: 設備資金 担保: なし 返済期限: R8.6
計	910,000	500,000	400,000	1,010,000	—

5 関係会社有価証券明細表

貸借対照表中、Ⅰ流動資産の「有価証券」「その他」、Ⅱ固定資産(3)の「投資有価証券」「関係会社株式・関係会社出資金」「その他」について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載

株	銘柄	一株の金額	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式数	取得価額	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式数	金額	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	
			円	千円	千円		千円		千円		千円	千円	
式	A工務店	500	100,000	50,000	50,000	-	-	20,000	10,000	80,000	40,000	40,000	子会社
	B建築	50,000	8,000	400,000	400,000	2,000	100,000	5,000	250,000	5,000	250,000	250,000	関連会社
	計		108,000	450,000	450,000	2,000	100,000	25,000	260,000	85,000	290,000	290,000	
社	銘柄	期首残高		当期増加額	当期減少額	期末残高		摘要					
		取得価額	貸借対照表計上額			取得価額	貸借対照表計上額						
		千円	千円			千円	千円						
債	A開発	13,000	13,000	-	5,000	8,000	8,000	子会社					
	B不動産	9,500	9,500	7,000	-	16,500	16,500	子会社					
	計	22,500	22,500	7,000	5,000	24,500	24,500						
その他の有価証券	Aビル	6,000	6,000	-	-	6,000	6,000	関連会社					
	B興業	4,000	4,000	-	1,000	3,000	3,000	関連会社					
	計	10,000	10,000	-	1,000	9,000	9,000						

6 関係会社出資金明細表

貸借対照表中、Ⅱ固定資産(3)の「関係会社株式・関係会社出資金」「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
A開発	100,000	-	-	100,000	子会社
B興業	110,000	-	-	110,000	関連会社
B不動産	120,000	60,000	-	180,000	関連会社
計	330,000	60,000	-	390,000	-

7 短期借入金明細表

貸借対照表中、Ⅰ流動負債の「短期借入金」について、その借入先及び借入先ごとの額を記載

借入先	金額 千円	返済期日	摘要
A銀行	1,000,000	令和7年3月31日	使途: 運転 担保: 土地
B銀行	500,000	令和7年12月31日	使途: 運転 担保: 土地
C銀行	300,000	令和7年3月31日	使途: 設備 担保: 有価証券
計	1,800,000	—	—

8 長期借入金明細表

貸借対照表中、Ⅱ固定負債の「長期借入金」、契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年以内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年以内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載

借入先	期首残高 千円	当期増加額 千円	当期減少額 千円	期末残高 千円	摘要
A銀行	(70,000) 350,000	—	70,000	(70,000) 280,000	使途: 長期運転 担保: 有価証券 返済期限: R7.3
B信託銀行	(140,000) 250,000	270,000	140,000	(170,000) 380,000	使途: 長期運転 担保: 土地 返済期限: R7.3
D銀行	—	130,000	—	(30,000) 130,000	使途: 長期運転 担保: 土地 返済期限: R7.3
計	(210,000) 600,000	400,000	210,000	(270,000) 790,000	—

( ) 内は1年分の分割返済予定額

9 関係会社借入金明細表

貸借対照表中、Ⅰ流動負債の「短期借入金」Ⅱ固定負債の「長期借入金」その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載

関係会社名	期首残高 千円	当期増加額 千円	当期減少額 千円	期末残高 千円	摘要
A倶楽部	320,000	270,000	110,000	480,000	使途: 長期運転 担保: 有価証券 返済: R7.3
B不動産	240,000	100,000	240,000	100,000	使途: 運転資金 担保: 土地 返済: R7.3
Cビル	—	130,000	—	130,000	使途: 運転資金 担保: なし 返済: R6.12
計	560,000	500,000	350,000	710,000	—

10 保証債務明細表

注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載

相手先	金額 千円
Aリース	5,000,000
B開発	3,500,000
C興行	1,200,000
計	9,700,000

## 記載要領 [ 様式第十八号 貸借対照表 (個人用) ]

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
  - 期首資本金 — 前期末の資本合計
  - 事業主借勘定 — 事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
  - 事業主貸勘定 — 事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
  - 事業主利益 (事業主損失) — 損益計算書の事業主利益 (事業主損失)
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。  
ただし、**経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。**

## 記載要領 [ 様式第十九号 損益計算書 (個人用) ]

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 「事業主利益 (事業主損失)」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業 (以下「兼業事業」という。) を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

記載例

貸借対照表 [個人用]

令和 5 年 12 月 31 日現在

個人の決算日は毎年12月31日  
個人で決算未到来の場合は記入しない

(商号又は名称)

岐阜建設土木

・端数処理(原則として切り捨て)をして千円単位で記載  
・端数処理により「0」となった場合は、「0」と記載

資産の部

千円

I 流動資産

現金預金		12,345
受取手形		1,234
完成工事未収入金	完成工事高に計上した請負代金の未収額を計上 (兼業事業売上高に係る売掛金は含まない)	2,345
有価証券		500
未成工事支出金		1,876
材料貯蔵品	資産合計の5%以下の科目のみ合算し計上 5%を超える科目については、それぞれ独立して勘定科目を設定	2,456
その他		
貸倒引当金		△
<b>流動資産合計</b>	円単位の金額でそれぞれ合計した後、千円単位で記載	<b>20,756</b> ①

II 固定資産

建物・構築物	残存価格を記載	890
機械・運搬具		5,432
工具器具・備品		3,456
土地		2,567
建設仮勘定		
破産更生債権等		
その他		
<b>固定資産合計</b>	A=D	<b>12,345</b> ②
<b>資産合計</b>	円単位の金額でそれぞれ合計した後、千円単位で記載	<b>33,101</b> A=①+②

## 負債の部

### I 流動負債

支払手形	工事に係る未払金のみ計上 買掛金は含まない	765
工事未払金		4,321
短期借入金	決算期後1年以内に返済すること となる額を計上(1年以内に完済す るかを問わない)	3,210
未払金		.....
未成工事受入金		2,100
預り金	賞与引当金、製品保証引当金等を 記載、その設定目的を示す名称を 付した科目を記載	123
..... 引当金		.....
その他		.....
<b>流動負債合計</b>	特定建設業 許可要件 流動比率 $75\% \leq \text{①} / \text{③} \times 100\%$	<b>10,519</b> ③

### II 固定負債

長期借入金	決算期後1年を超えた後に返済す る額を計上	7,654
その他	退職給付引当金はここへ計上	.....
<b>固定負債合計</b>		<b>7,654</b> ④

### 負債合計

**18,173** B = ③+④

## 純資産の部

期首資本金	前期の純資産合計を記載	14,116
事業主借勘定	資産の譲渡益等を計上	567
事業主貸勘定	資産の譲渡損及び生活費等を計上	△ 2,100
事業主利益	損益計算書「事業主利益」と金額が一致	2,345
<b>純資産合計</b>		<b>14,928</b> C
<b>負債純資産合計</b>	(一般:新規の場合)自己資本の額 ・一般建設業 ≥ 5,000千円 5,000千円未満の場合は、 5,000千円以上の預金残 高証明書等が必要	<b>33,101</b> D = B+C (D = A)
	(特定:新規、更新、業種追加の場合) 自己資本の額 ・特定建設業 ≥ 40,000千円	

チェックを入れる

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 (該当項目をチェック)

税抜方式   
  免税業者につき税込   
  税込方式 (経営事項審査の申請を行わない)

記載例

損 益 計 算 書 [個人用]

個人の期間は毎年1月から12月

自 令和 5 年 1 月 1 日

至 令和 5 年 12 月 31 日

兼業事業における売上高が総売上高の1/10を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を区分して計上

(商号又は名称)

岐阜建設土木

・端数処理(原則として切り捨て)をして千円単位で記載  
・端数処理により「0」となった場合は、「0」と記載

千円

I 完成工事高

70,630 ①

II 完成工事原価

材料費 18,736

労務費 16,248

(うち労務外注費.....)

外注費 13,980

経 費 14,480

通常は、様式第三号の直前3年の各事業年度における工事施工金額と一致

63,444 ②

完成工事総利益 (完成工事総損失)

7,186 A=①-②

III 販売費及び一般管理費

従業員給料手当 1,221

退職金 770

法定福利費 263

福利厚生費 258

修繕維持費 459

事務用品費 207

通信交通費 67

動力用水光熱費 139

広告宣伝費 210

交際費 91

寄付金

地代家賃 145

減価償却費 234

租税公課 450

保険料 130

雑 費 242

・工事現場に関与しない職員(本店の管理部門、営業部門等)への給与等を計上  
・賞与引当金繰入額はここに計上

退職給付引当金繰入額、退職年金掛金はここに計上

貸倒引当金、債券償却特別勘定の繰入はここに計上

4,886 ③

営業利益 (営業損失)

2,300 B=A-③

IV 営業外収益

受取利息及び配当金 230

その他 65

295 ④

各種の引当金、準備金の取崩しはここに計上

V 営業外費用

支払利息 250

その他

250 ⑤

「営業外費用」の総額の10%を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて計上

事業主利益 (事業主損失)

貸借対照表「事業主利益」と金額が一致

2,345 C=B+④-⑤

記載例

営 業 の 沿 革

事業（建設業以外の業を含む）を開始した年月日を記載

創業以後の沿革	昭和	57年	4月	1日	創業		
		57年	6月	1日	株式会社 岐阜土木建設 設立(資本金 2,000万円)		
		63年	9月	20日	大垣支店開設		
	平成	元	年	2月	7日	資本金の増資(資本金 3,000万円)	
		20年	10月	21日	多治見支店開設		
		年	月	日		商号又は名称、組織の変更、合併または分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等について記載	
		年	月	日			
		年	月	日		創業以後最初に登録又は許可を取得した年月日を記載	

建設業の登録及び許可の状況	昭和	58年	8月	10日	新規 岐阜県知事許可(般-58)第187654号(土木、建築、とび)	
	平成	3年	5月	17日	業種追加 岐阜県知事許可(般-3)第187654号(水道)	
	平成	29年	7月	25日	業種追加・一本化 岐阜県知事許可(般-29)第187654号	
		年	月	日	(土木、建築、とび、水道、解体)	更新(許可の一本化、更新と同時に業種追加している場合を除く)の記載は省略できる
		年	月	日		
		年	月	日		申請前に一度も登録又は許可がなければ記載不要
		年	月	日		記載する内容は、 ①申請の種類(新規、許可換え新規、般特新規、業種追加) ②登録または許可番号 ③登録または許可を受けた業種
		年	月	日		業種追加、個人から法人成りした後の許可、失効及び廃業については記載が必要

賞罰	年	月	日	なし	行政処分、行政罰、その他の罰を受けた場合等についても記載 賞罰がなければ「なし」と記載
	年	月	日		
	年	月	日		
	年	月	日		

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等(更新を除く。)について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載例

### 所属建設業者団体

団体の名称	所属年月日
<p data-bbox="201 405 671 439">一般社団法人 岐阜地方建設業協会</p> <div data-bbox="363 535 968 674" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする社団又は財団で、建設業法第27条の37に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事に届け出た団体の名称を記載</p> </div> <div data-bbox="357 864 903 916" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>加入していない場合は「未加入」と記載</p> </div>	<p data-bbox="991 405 1257 439">昭和63年 7月 1日</p>

#### 記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

記載例

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
<p>ここに、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載</p>	<p>岐阜十銀行 県庁支店 大垣共生銀行 県庁支店</p> <p>本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区分まで記載</p>		<p>ここに、農業協同組合、漁業協同組合等について記載</p>

記載要領

- 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。  
（例 ○○銀行○○支店）

記載要領[ 様式第二十二号の二 変更届出書]

- 1 (1) から (8) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、 「国土交通大臣  
知事」 及び 「般  
特」 については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 35「許可番号」の欄の「<sup>大臣</sup>知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 36「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 9 届出の内容が、第7条第1号に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
- 12 37「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はフのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 13 38「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。  
(例 □(株)□A建設□  
□B建設□有□□)

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 14 39「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はフのように1文字として扱うこと。
- 15 40「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 16 41「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 17 42「主たる営業所の所在地」及び86「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによ

つて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-13のように記入すること。

18 43及び87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように左詰めで記入すること。

19 44「資本金額又は出資総額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。

20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21 81「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合

「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

22 83及び88「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、84「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

記載例

変更届出書 (第一面)

不該当する番号を「○」で囲む

下記のとおり、

- (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者 建設業法第15条第2号

令和 6年 4月 1日

中部地方整備局長 北海道開発局長 岐阜県知事 殿

不要のものを消す

岐阜市司町1 株式会社 藪田南工務店 届出者 代表取締役 藪田 建一郎

許可番号 3527 国土交通大臣 岐阜県知事 許可(一般) 05 第9999999号 令和05年05月10日 法人番号 369999999999999999 実際に変更の行われた年月日を記入

Table with 5 columns: 届出事項, 変更前, 変更後, 変更年月日, 備考. Rows include 役職等の氏名, 営業所の新設, 令第3条に規定す津使用人, 経営業務の管理責任者, 専任技術者, 商号.

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

Form for inputting details: 商号又は名称のフリガナ (ギフヤブタクウムテン), 商号又は名称 ((株)岐阜藪田工務店), 代表者又は個人の氏名のフリガナ (ヤブタケンイチロウ), 代表者又は個人の氏名 (藪田 建一郎), 主たる営業所の所在地 (岐阜県 岐阜市), 郵便番号 (430-), 資本金額又は出資総額 (440).

連絡先 所属等 総務課 氏名 堀江 緑 電話番号 058-272-8504 ファックス番号 058-278-2734



記載要領[ 様式第二十二号の三 届出書]

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
  - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合  
この場合、「(1)」を○で囲むとともに、**5** **2**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
  - (2) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合  
この場合、「(2)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
  - (3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合  
この場合、「(3)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
  - (4) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合  
この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2 「地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」「国土交通大臣  
知事」及び「般  
特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **5** **1**「許可番号」の欄の「大臣  
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0** **0** **1** **2** **3** **4**又は**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **5** **2**及び**5** **3**「氏名」の欄は、姓と名の上に1カラム空けて、例えば**建 設** □ **大 郎** □ □のように左詰めで文字をカラムに記入すること。  
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	



記載要領 [ 様式第二十二号の四 廃業届 ]

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、  
「国土交通大臣  
知事」 及び 「般  
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 4 5 4 「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。

- 5 5 5 「許可番号」の欄の 「大臣  
知事」 コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 6 5 6 「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 5 7 「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、6と同じ要領で記入すること。
- 8 太線の枠内には記入しないこと。
- 9 【備考】の欄は、（1）から（5）までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。

# 廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 6年 4月 1日

中部地方整備局長  
北海道開発局長  
岐阜県知事 殿

不要のものを消す

岐阜市司町1  
株式会社 岐阜藪田工務店  
代表取締役 藪田 建一郎  
届出者

※一部廃業の場合の同時提出書類  
○専任技術者について  
廃業する業種を担当していた専任技術者について、  
①又は②のいずれかを同時に提出  
①引き続き専任技術者となる場合(他の業種を担当等)  
→ 様式第8号 専任技術者証明書 及び 様式第22号の2 変更届出書  
②専任技術者でなくなる場合(退職、国家資格者等の追加等)  
→ 様式第22号の2 変更届出書 及び 様式第22号の3 届出書  
\* 国家資格者等の追加時は、様式第11号の2も添付  
○「従たる営業所」がある場合  
廃業する業種が「従たる営業所」の営業業種であった場合は、  
「様式第22号の2 変更届出書(第一面)及び(第二面)」を提出

届出の区分

項番 3  
5 4 2 (1. 全部の業種の廃業  
2. 一部の業種の廃業)

大臣コード  
5 5 2 1 国土交通大臣 岐阜県知事 許可 (一般 0 5) 第 9 9 9 9 9 9 号 令和 0 5 年 0 5 月 1 0 日

許可番号

許可年月日が複数あるときは最も古いものを記入

記

廃止した建設業

届出時に許可を受けている建設業

項番56: 廃業する業種  
項番57: 現在許可を受けているすべての業種  
について、一般「1」、特定「2」を記入  
\*「1.全部廃業」の場合、項番56・57に同じ数字を記入

行政庁側記入欄  
整理区分 5 8 3 「行政庁側記入欄」は記入しない

決裁年月日 5 9 令和 年 月 日

【備考】

- 廃業等の年月日 令和 6年 4月 1日
- 廃業等の理由
- (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
  - (2) 法人が合併により消滅したため
  - (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
  - (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
  - (5) 許可を受けた建設業を廃止したため
- 該当する番号を「○」で囲む

※ 許可を受けた後に、次の事項に該当した場合は、30日以内に廃業届を提出しなければなりません。また、廃業の理由ごとに届出をすべき者が定められております。廃業届の提出に当たっては、適法な届出者であるかどうかを窓口で確認しますので、廃業届と併せて下記の資料をご持参ください。

廃業等の理由	届出をすべき者	提出していただく資料(写し可)	原本を確認する資料(提出不要)
(1) 許可を受けた建設業者(個人)が死亡したとき	相続人		戸籍謄本等 (相続関係及び死亡年月日がわかるもの)
(2) 法人が合併により消滅したとき	役員であった者	登記事項証明書(合併により法人が消滅したことがわかる、消滅した法人のもの)	
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき	破産管財人	登記事項証明書(破産したことが確認できるもの)又は破産管財人の証明書(裁判所証明のものに限る)	
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	清算人	登記事項証明書(法人が解散したことが確認できるもの)	
(5) 許可を受けた建設業の全部又は一部を廃止したとき	許可を受けた者(代表者)		法人の場合: 登記事項証明書 (届出時点の法人代表者がわかるもの) 個人の場合: 事業主本人の健康保険証等、身分確認ができるもの

記載要領[ 様式第二十二号の五 譲渡及び譲受け認可申請書 ]

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、 「国土交通大臣  
知事」 及び 「般  
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。
- 6 04「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行つた者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 08「認可申請時において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
  - 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
  - 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。  
(例 (株)建設 (有) )
- | 種 類         | 略 号 |
|-------------|-----|
| 株 式 会 社     | (株) |
| 特 例 有 限 会 社 | (有) |
| 合 名 会 社     | (名) |
| 合 資 会 社     | (資) |
| 合 同 会 社     | (合) |
| 協 同 組 合     | (同) |
| 協 業 組 合     | (業) |
| 企 業 組 合     | (企) |
- 12 11又は22「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
  - 13 12又は23「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
  - 14 13「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
  - 15 14「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地」又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震が関2-1-13□のように記入すること。
  - 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。
  - 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。



記載要領[ 様式第二十二号の五 別紙二 営業所一覧表 ]

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震 岡 関 2 - 1 - 1 3 □のように記入すること。
- 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 □のように左詰めで記入すること。

記載要領[ 様式第二十二号の五 別紙三 専任技術者一覧表 ]

1 「建設工事の種類」の欄は、譲渡及び譲受け認可申請書（別記様式第二十二号の五）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
- 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
- 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。





法人成りの場合

00101

譲渡及び譲受け認可申請書 (第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
岐阜県知事 殿

申請者 譲渡人 岐阜市藪田南2-1-1  
岐阜建設  
事業主 岐阜 太郎  
岐阜市藪田南2-1-1  
岐阜建設株式会社  
譲受人 代表取締役 岐阜 太郎

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	3	11 13 15
01	01		令和 年 月 日
国土交通大臣 知事	許可 (一般- )	第	号
国土交通大臣 知事	許可 (一般- )	第	号
認可申請年月日	令和	年	月 日
02	06	04	01
譲渡及び譲受け 年月日	令和	年	月 日
03	06	04	01
譲渡及び譲受け の理由	04		
例: 法人成りのため			
譲渡及び譲受け の価格	05		
事業譲渡の価格を記載します。*代金がかからない場合は、「-」(ハイフン)又は「0」			
引き続き使用する 許可番号	06	21	
大臣 知事	コード	3	5
国土交通大臣 岐阜県知事	許可 (一般- )	第	号
国土交通大臣 岐阜県知事	許可 (一般- )	第	号
<譲受人に関する事項>	項番07は項番19の業種と必ず一致します。		
譲渡及び譲受け後に 営業しようとする 建設業	07	1	1.一般 2.特定
認可申請時において 許可を受けて いる建設業	08		1.一般 2.特定
商号又は名称 のフリガナ	09		
商号又は名称	10		
代表者又は個人 の氏名のフリガナ	11		
代表者又は 個人の氏名	12		
譲渡及び譲受け後の 主たる営業所の 所在地市区町村 コード	13		
譲渡及び譲受け後の 主たる営業所の 所在地	14		
郵便番号	15		
大臣 知事	コード	3	5
国土交通大臣 知事	許可 (一般- )	第	号
国土交通大臣 知事	許可 (一般- )	第	号
許可番号	18		
国土交通大臣 知事	許可 (一般- )	第	号
国土交通大臣 知事	許可 (一般- )	第	号
許可年月日	令和	年	月 日
11 13 15			

事業譲渡日を記載します。(法人設立日ではない。)  
法人成りは個人事業主→法人の事業譲渡と捉えます。  
認可申請時点までに法人が設立されている必要があります。  
\*申請時点で設立されていなければ、認可申請の主体が不確定となるため。

事業譲渡の価格を記載します。\*代金がかからない場合は、「-」(ハイフン)又は「0」

項番07は項番19の業種と必ず一致します。

項番09~17については、許可申請書様式第1号の  
項番06~14の記載例をご参照ください。  
(譲受人(個人)について記載)

法人成りの場合、譲受人  
は設立して間もないため、  
項番18は空欄です。



誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日  
申請者

地方整備局長  
北海道開発局長  
岐阜県知事 殿

記載要領

「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事 」

○申請時点で様式7号の3が提出できない場合に提出します。

○本様式を提出した場合、承継日から2週間以内に様式7号の3及び健康保険等の加入確認資料を提出する必要があります。

記載要領[ 様式第二十二号の七 合併認可申請書 ]

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、 「国土交通大臣  
知事」 及び 「般  
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「合併年月日」の欄は、合併を行う年月日を記入すること。
- 6 04「合併の理由」の欄は、合併を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「合併後に引き続き使用する許可番号」の欄は、合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行つた者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「合併後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 08「認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業」の欄は、合併存続法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 □(株)A建設□  
□B建設□(有)□)

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 12 11又は22「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 13 12又は23「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 14 13「合併後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 14「合併後の主たる営業所の所在地」の欄又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば園が関2-1-13□のように記入すること。
- 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。
- 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。  
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合

にのみ当該法人番号を記入すること。

- 18 ①⑧又は②⑨のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ合併存続法人又は合併消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣  
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば①①②③④又は①月①日のように、コラムに数字を記入するに当たって空位のコラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19 ①⑨「認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

- 21 合併消滅法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、＜合併消滅法人に関する事項＞については、合併消滅法人ごとに記載すること。

記載要領[ 様式第二十二号の七 別紙二 営業所一覧表 ]

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-1のように記入すること。
- 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-53-2531-8111のように左詰めで記入すること。

記載要領[ 様式第二十二号の七 別紙三 専任技術者一覧表 ]

1 「建設工事の種類」の欄は、合併認可申請書（別記様式第二十二号の六）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。



(第2面)

項番18は合併存続法人が許可業者の場合記入します。

(1. 有)  
(2. 無)

建設業以外に行っている営業の種類

許可番号     知事コード  国土交通大臣 岐阜県知事 許可 (一般- ) 第       号 許可年月日 令和   年   月   日

合併消滅法人が保有する全ての許可について記載します。一部の承継は不可。承継しないものは事前に一部廃業。

認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業                      (1. 一般 2. 特定)

商号又は名称のフリガナ

商号又は名称

代表者の氏名のフリガナ

代表者の氏名

主たる営業所の所在地市区町村

主たる営業所の所在地

郵便番号

資本金額等

兼業の有無

項番20～28については、許可申請書様式第1号の項番06～14の記載例をご参照ください。  
(合併消滅法人について記載。被承継者が複数の場合は、第2面は被承継者ごとに1枚ずつ作成。)

許可番号     知事コード  国土交通大臣 岐阜県知事 許可 (一般- ) 第       号 令和   年   月   日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等 経理課 氏名 建設 太一 電話番号 058-272-1111

ファックス番号 058-272-1111

記載要領[ 様式第二十二号の八 分割認可申請書 ]

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、 「国土交通大臣  
知事」 及び 「般  
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「分割年月日」の欄は、分割を行う年月日を記入すること。
- 6 04「分割の理由」の欄は、分割を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「分割後に引き続き使用する許可番号」の欄は、分割被承継法人又は分割承継法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「分割後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 08「認可申請時において分割承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 (株)建設 (有) )

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 12 11又は22「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 13 12又は23「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 14 13「分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 14「分割後の主たる営業所の所在地」の欄又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば 園 が 関 2 - 1 - 1 3 □ のように記入すること。
- 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 □ のように左詰めで記入すること。
- 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入すること。  
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

18 ①⑧又は②⑨のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ分割承継法人又は分割被承継法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣  
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば①①②③④又は①月①日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

19 ①⑨ 「認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する分割被承継法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21 分割被承継法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、＜分割被承継法人に関する事項＞については、分割被承継法人ごとに作成すること。

記載要領[ 様式第二十二号の八 別紙二 営業所一覧表 ]

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-1のように記入すること。
- 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように左詰めで記入すること。

記載要領[ 様式第二十二号の八 別紙三 専任技術者一覧表 ]

1 「建設工事の種類」の欄は、分割認可申請書（別記様式第二十二号の七）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

# 分割認可申請書

(第1面)

この申請書により、分割の認可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
岐阜県知事 殿

分割承継法人（上段に記載すること。）及び分割被承継法人の全てについて記載します。  
※所在地、称号、代表者が同一となる場合もまとめずに分けて記載。

申請者  
岐阜市藪田南2-1-1  
岐阜建設株式会社  
代表取締役 岐阜 太郎  
大垣市江崎町422-3  
大垣建設株式会社  
代表取締役 大垣 次郎

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	国土交通大臣 知事	許可 (一般 - ) 第 号
認可申請年月日	0 1	0 2	令和 年 月 日

分割年月日 令和 年 月 日

分割日を記載します。

分割の理由

※企業分割に至った理由や経営判断について簡潔に記載すること。

分割の価格

50,000,000円

分割の価格を記載します。※代金がかからない場合、「-」（ハイフン）又は「0」を記載。

引き続き使用する許可番号

大臣 知事 コード

国土交通大臣 知事 許可 (一般 - ) 第 号

項番07は項番08と項番19を合わせた業種と必ず一致します。

分割後に使用する許可番号を記載します。  
※許可業者同士の場合、使用する許可番号を選択可。

分割後に営業しようとする建設業

認可申請時において許可を受けている建設業

商号又は名称のフリガナ

商号又は名称

代表者の氏名のフリガナ

代表者の氏名

分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード

分割後の主たる営業所の所在地

郵便番号

項番09～17については、許可申請書様式第1号の項番06～14の記載例をご参照ください。  
(分割承継法人又は分割新設法人について記載)

ファックス番号

資本金額等

資本金額又は出資総額 (千円)

法人番号



様式二十二号の九（第十三条の二関係）

届 出 書

令和6年4月1日

岐阜県知事 殿

届出者 岐阜建設株式会社  
代表取締役 岐阜 太郎

以下のとおり、国土交通大臣に  $\left\{ \begin{array}{c} \text{譲渡及び譲受け} \\ \text{合 併} \\ \text{分 割} \end{array} \right\}$  の認可の申請を行いましたので届出をします。

記

1. 届出者に関する事項

名称	岐阜建設株式会社
許可番号	岐阜県知事許可（般－5）第123456号
許可を受けている 建設業	土・建・大・と・管・鋼・内・解

2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項

(1) 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項

名称	大垣建設株式会社
許可番号	岐阜県知事許可（般－2）第123456号
許可を受けている 建設業	土・と・鋼・解

(2) 譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項

名称	岐阜建設株式会社
許可番号	岐阜県知事許可（般－5）第123456号
許可を受けている 建設業	土・建・大・と・管・鋼・内・解

(3) その他

認可の 申請	申請先の地方整備局等	〇〇地方整備局
	申請を行った日	令和6年3月1日
譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の予定日		令和6年4月1日

## 記載要領

- 1 「

{	譲渡及び譲受け	}
{	合併	}
{	分割	}

」については、不要なものを消すこと。
- 2 2.（2）について合併により設立される法人又は分割承継法人（新設分割により設立される法人に限る。）である場合には、許可番号及び許可を受けている建設業については記載を要しない。
- 3 2.（1）又は（2）について届出者と同一である場合には、名称の欄に「届出者と同一」と記載することで、2.（1）又は（2）の名称以外の部分については記載を要しない。

記載要領[ 様式第二十二号の十 相続認可申請書 ]

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、 「国土交通大臣  
知事」 及び 「般  
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「被相続人の死亡日」欄は、被相続人の死亡の年月日を記入すること。
- 6 04「引き続き使用する許可番号」の欄は、被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 7 05「相続の認可を受けた後に相続人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け建設業者としての地位を承継した後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 8 06「認可申請時において相続人が許可を受けている建設業」の欄は、相続人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、7と同じ要領で記入すること。
- 9 07又は18「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- 10 09又は20「個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- 11 10又は21「個人の氏名」の欄は、申請者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12 12「相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は22「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 13 13「相続後の主たる営業所の所在地」又は23「主たる営業所の所在地」の欄は、11により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震が関2-1-13□□のように記入すること。
- 14 14又は24のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□□のように左詰めで記入すること。
- 15 16又は26のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ相続人又は被相続人が現在許可を受けている建設業について記入すること。  
「許可番号」の欄の「大臣  
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 16 17「被相続人が許可を受けていた建設業」の欄は、この申請により相続の認可を申請する被相続人が許可を受けていた建設業を7と同じ要領で記入すること。
- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

記載要領[ 様式第二十二号の十 別紙一 営業所一覧表 ]

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震 岡 関 2 - 1 - 1 3 □のように記入すること。
- 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 □のように左詰めで記入すること。

記載要領[ 様式第二十二号の十 別紙二 専任技術者一覧表 ]

1 「建設工事の種類」の欄は、相続認可申請書（別記様式第二十二号の九）別紙一「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。





誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日  
申請者

地方整備局長  
北海道開発局長  
岐阜県知事 殿

記載要領

「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事 」

○申請時点で様式7号の3が提出できない場合に提出します。

○本様式を提出した場合、認可日から2週間以内に様式7号の3及び健康保険等の加入確認資料を提出する必要があります。

様式二十二号の十二（第十三条の三関係）

届 出 書

令和6年4月1日

岐阜県知事 殿

届出者 岐阜建設  
事業主 岐阜 太郎

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、  
相続人  
~~被相続人~~  
に関する事項について、届出をします。

1. 届出をする ~~被相続人~~ 相続人 に関する事項

名称	岐阜建設
許可番号	岐阜県知事許可（般－5）第555555号
許可を受けている 建設業	電

2. 届出者に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

3. その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	〇〇地方整備局
	申請を行った日	令和6年4月1日
被相続人の死亡日		令和6年3月15日

記載要領

- 「相続人  
被相続人」については、不要なものを消すこと。
1. の届出が相続人に関するものであるときは、2. の届出者に関する事項の記載は要しない。

# 役員等確認表 新規申請 更新申請 役員等変更(追加)

令和 年 月 日

## 記載例

許可番号：岐阜県知事許可（般・特一）第 号

\* 新規申請時は許可番号の記載不要

商号又は名称：岐阜建設（株）

漢字は省略せず、住民票等に  
記載された文字を使用する

追加される者について記載

主たる営業所の  
所在地：岐阜市藪田南2-1-1

新規申請時には許可番号等の記載は不要

役職名	フリガナ 氏名	生年月日	住所（郵便番号）※勤務先となる営業所等所在地
代表取締役	ギフ タロウ 岐阜 太郎	S 39. 8. 8	(〒 - )
取締役	オチアイ マサハル 落合 雅春	S 57. 9. 9	(〒 - )
取締役	オオタ ナツキ 太田 夏生	S 47. 10. 10	(〒 - )
取締役	カノウ チアキ 加納 千秋	S 48. 2. 2	(〒 - )
顧問	アカサカ フユツグ 赤坂 冬嗣	S 23. 11. 11	(〒102-0093) 東京都千代田区平側町5-14-2
株主	ミサト シチロウ 三里 七郎	S 48. 2. 2	(〒505-8508) 美濃加茂市古井町下古井2610-1
大垣支店長	ヤブタ ミナミ 藪田 南	H 1. 4. 2	(〒503-0838) 大垣市江崎町422-3

役員等の「住所」欄は、「主たる営業所の所在地」と「勤務先となる営業所等所在地」が同一の場合は、記載不要

株主等も  
記載対象  
(監査役の  
みは除く)

\* 岐阜県知事に対し建設業許可の新規申請、更新申請をする場合、岐阜県知事許可業者の方で役員等について変更(追加)があった場合に提出して下さい。

\* 役員等一覧表(様式第1号別紙1)に記載された役員等、株主等、建設業法施行令第3条に規定する使用人(支店長、営業所長等)、事業主、支配人について記載して下さい。

\* 許可申請書、変更届に綴じ込まず、別途提出して下さい。

\* 役員等の「住所」欄にあっては、役員等の勤務先となる営業所等所在地が、主たる営業所の所在地と同一の場合、記載を省略することができます。

経營業務管理責任者に準ずる地位にあって  
経營業務を補佐した経験の証明書

証明を受ける者

住 所 岐阜市藪田南 2 - 1 - 1

氏 名 岐阜 次郎

上記の者は、次のとおり、経營業務管理責任者に準ずる地位にあって、建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、建設工事の請負契約等の締結、建設業に関する経營業務に全般的にわたって従事し、経營業務を補佐していた事実に相違ないことを証明します。

令和 6 年 4 月 1 日

岐阜県知事 様

証明者

住 所 岐阜市藪田南 2 - 1 - 1

氏 名 岐阜建設株式会社

代表取締役 岐阜 太郎

被証明者との関係▶ 建設部長

建設業の許可番号 (般-特-3) 第 3 3 3 3 3 3 号

証明者から見た被証明者との関係

例：役員、○部長、●●マネージャー等

※組織図、事務分掌規程等社内規定を確認し、記載願います。

1 勤務時の地位等の期間及び名称

期 間	職制上の地位の名称
平成 2 1 年 4 月 1 日 ~平成 2 7 年 3 月 3 1 日	建設部従業員
平成 2 7 年 4 月 1 日 ~平成 3 1 年 3 月 3 1 日	建設課長
平成 3 1 年 4 月 1 日 ~ 現在に至る	建設部長

2 組織図 (法人の場合) 別紙のとおり

※ 証明者は、原則として補佐業務に従事した勤務先とする。ただし、死亡・倒産等で証明ができない際には、法人であった場合は元役員、個人であった場合は他の専従者等を証明者とできる(この場合、登記事項証明書又は税務申告書を添付すること)